

沼田市第3次男女共同参画計画 (案)

平成 28 年 1 月

沼 田 市

～ 目 次 ～

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 男女共同参画に関わる動向	3
(1) 世界の動き	3
(2) 日本の動き	3
(3) 群馬県の動き	4
(4) 沼田市の取組	4
3. 計画の性格	5
4. 計画の期間	6
5. 沼田市を取り巻く現状	7
(1) 人口の推移	7
(2) 出生の状況	8
(3) 女性の労働力率	9
(4) 方針決定の参画状況	10
(5) 女性相談及び配偶者等からの暴力の状況	11
6. 男女共同参画に関する市民意識調査結果抜粋	12
(1) 男女平等に関する意識について	12
(2) 家庭生活について	14
(3) 子育てや介護について	18
(4) 就業について	20
(5) 社会活動・地域活動などについて	22
(6) 人権などについて	24
(7) 男女共同参画について	27

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	29
2. 基本目標と施策の方向性	30


第3章 施策の内容

基本目標 1. 一人ひとりが尊重され、支え合うまち	33
基本目標 2. 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち	39
基本目標 3. 互いに認め合い、安心して暮らせるまち	51

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制	59
2. 数値目標の設定	60

資料編



第1章
計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

第2次世界大戦までは女性の地位は非常に低いものでした。日本国憲法により個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等が法的には整備されましたが、昭和30年から40年代の高度経済成長期では、夫が会社で長時間働き、妻が専業主婦となって家事育児を切り盛りするという性別役割分担に基づく「片働きモデル」や、結婚退職制、男女別定年制が存在していました。

昭和50年に国連が国際婦人年と定め、同年に国際婦人年世界会議（第1回世界会議）が開催され、昭和54年には第34回国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。日本においては、昭和60年のこの条約の批准を契機に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」（昭和60年制定）や「男女共同参画社会基本法」（平成11年制定）などを制定しました。

一方、平成3年のバブル崩壊以降の景気の後退により、終身雇用制度や年功序列型賃金形態は保障されなくなり、少子化も相まって平成4年頃からは女性も外で働く「共働き世帯」が「片働き世帯」を上回るようになりました。高度経済成長期以降の都市部への人口流失も高まり、人口減少や少子高齢化が進行する地域が増加しています。

また、職場や家庭、地域活動の場においては、依然として従来の固定的な性別役割分担意識^{※1}が残っているうえ、重大な人権侵害である女性に対する暴力などの問題も生じ、男性の子育てや介護、地域活動への参加、女性のさらなる社会進出など、男女がともに参画することができる環境を構築することが求められています。

本市でも、平成26年10月に行った「男女共同参画社会に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識がいまだに根強く残っていることや社会の様々な分野での男女間の格差がうかがえ、さらにドメスティック・バイオレンス^{※2}（以下「DV」という。）など、人権を侵害する問題も生じています。

このような状況の中、市民一人ひとりが幸せに生きるために、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、性別や世代にとらわれず、その個性と能力を認め

※1 固定的な性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるように、個人の個性や能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

※2 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人からの暴力のこと。主に暴力の被害者は多くの場合女性で、女性の人権を著しく侵害する社会的問題となっています。（身体的な暴力だけではなく、精神的、性的暴力なども含まれます。）

第1章 計画策定にあたって

合い、それらを十分に発揮できる男女共同参画社会[※]の実現が求められています。

こうした現状を踏まえて、本市の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会形成への施策を継続的に推進するため、「沼田市第3次男女共同参画計画」を策定しました。

■男女共同参画関係年表

	昭和20年代 (戦後)	昭和30～49年 (高度経済成長期)	昭和50～昭和63年 (経済安定期)	平成元年～ (経済低迷期)
世界			<ul style="list-style-type: none"> ・昭50年 国際婦人年 ・昭50年 第1回世界女性会議(メキシコシティ) ・昭54年 「女子差別撤廃条約」採択(56年発効) ・昭55年 第2回世界女性会議(コペンハーゲン) ・昭60年 第3回世界女性会議(ナイロビ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平7年 第4回世界女性会議(北京) ・平12年 女性2000年会議(北京+5) ・平17年 「北京+10」世界関係級会合 ・平22年 第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)
国	<ul style="list-style-type: none"> ・昭20年 衆議院議員選挙法改正(女性参政権) ・昭21年 「日本国憲法」制定 		<ul style="list-style-type: none"> ・昭52年 「国内行動計画」策定 ・昭60年 「女子差別撤廃条約」批准 ・昭60年 「男女雇用機会均等法」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・平11年 「男女共同参画社会基本法」施行 ・平12年 「男女共同参画基本計画」策定 ・平17年 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・平22年 「男女共同参画基本計画(第3次)」策定
県			<ul style="list-style-type: none"> ・昭55年 「新ぐんま婦人計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・平5年 「新ぐんま女性プラン」策定 ・平13年 「ぐんま男女共同参画プラン」策定 ・平16年 「群馬県男女共同参画推進条例」施行 ・平18年 「群馬県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・平23年 「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」策定
沼田市				<ul style="list-style-type: none"> ・平17年 「沼田市男女共同参画計画」策定 ・平23年 「沼田市男女共同参画計画(第2次)」策定
社会 家庭 職場	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法により、男女の下の平等がうたわれ、家制度が廃止された 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男は外で働き、女は家庭を守る」片働き世帯が一般的となった 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭61年の「男女雇用機会均等法」施行により雇用の分野での男女差別が禁止された 	<ul style="list-style-type: none"> ・平2年 「1.57ショック」(前年の合計特殊出生率が過去最低となる) ・平3年 バブル崩壊 ・共働き世帯が増加し、平4年頃から片働き世帯の数を上回るようになる

[※]男女共同参画社会：男女が対等な立場にある社会の構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会が保障されることにより、誰もが政治的、経済的、社会的及び文化的な利益(暮らしやすさ)を享受でき、かつ、ともに責任を担っていく社会のことです。なお、「参画」という言葉は、ただ参加する(その場にいる)だけではなく、自分の意思で主体的かつ積極的に加わり、男女がともに考えて実行していくことをいいます。

2

男女共同参画に関わる動向

男女共同参画社会の実現に向けた取組は世界規模で行われています。本計画もその潮流に連動しており、目指す方向性も共通しています。

(1) 世界の動き

世界では、1995年に北京において第4回世界女性会議が開催され、女性の地位向上のために世界各国が取り組むべき課題と具体策を示した「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。15年後の2010年3月には、「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、「国連機能強化におけるジェンダー機関の統合」等の決議が採択されました。これを受けて、2011年1月には国連の四つの機関を統合・強化する形で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント*のための国連機関「UN Women」が活動を開始しました。

(2) 日本の動き

日本では、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。この計画では、新たに「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」、「科学技術・学術分野における男女共同参画」及び「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が重点分野とされ、具体的な成果目標を設定しています。

社会情勢が変化する中で、男女共同参画を取り巻く課題も多様化していることから、近年「男女雇用機会均等法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が改正されるなど、様々な制度の整備が進められています。

さらに、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、指導的地位への女性の参画促進に向けて、国では女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を制定しました。加えて、女性の活躍推進に向けた基盤である、男性の家事・育児等への参画に向けた取組や非正規労働対策、さらには、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など女性に対する暴力の予防と根絶などについても、取組が進められています。こうしたことを含め、国では「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

*エンパワーメント：エンパワーメントとは、自己決定能力や法的な力、経済力、政治的な力等、一人ひとりが力をつけることにより、グループ全体の力を高めていくような能力。

(3) 群馬県の動き

群馬県では、昭和55年の「新ぐんま婦人計画」の策定、平成5年に「新ぐんま女性プラン」の策定により、女性政策の推進体制を整備しました。

平成13年には、「男女共同参画基本法」に基づく計画として「ぐんま男女共同参画プラン」の策定、平成16年には「群馬県男女共同参画推進条例」の制定がされ、地域社会や職場での具体的取組の推進が図られています。

平成18年には、「群馬県男女共同参画基本計画」(第2次)、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「ぐんまDV対策基本計画」を策定、その後、平成21年に改訂、また、男女共同参画社会づくりの拠点として「ぐんま男女共同参画センター(愛称:とらいあんぐるん)」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが図られてきました。

平成26年には「男女共同参画社会に関する県民意識調査」を実施し、平成27年現在「第4次群馬県男女共同参画基本計画」策定に向けて取り組んでいます。

(4) 沼田市の取組

本市は、平成17年2月13日に白沢村、利根村と合併しました。合併前の3市村においては、それぞれ男女共同参画に関する施策に取り組んできました。

特に旧沼田市においては、平成10年に、社会のあらゆる分野で男女共同参画に向けたまちづくりを進めるため、市民の意識及び実態の把握と、女性政策の推進を図る上での基礎資料とすることを目的に、「女性問題に関する市民意識実態調査」を実施しました。

その後、平成14年には、市における男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「沼田市男女共同参画庁内推進会議」を設置し、計画策定に向けての取組を開始するとともに、全職員を対象とした「男女共同参画に関する職員意識調査」を実施しました。

続いて、平成15年には、計画の策定にあたり、より広く市民から意見を聴取し、これを反映させるため、「沼田市男女共同参画推進懇話会」を設置し、計画素案に対する意見・提言を求め、平成16年3月に平成16年度から22年度までを計画期間と定めた「沼田市男女共同参画計画」を策定しました。その計画に基づき、男女共同参画の分野で活躍している人による講演会を開催するなど、情報及び学習機会の提供を行ってきました。

平成19年からは、「北毛地域人権啓発活動ネットワーク協議会」との共催により、男女共同参画セミナーとして講演会及び講座を開催し、男女共同参画社会の形成に向けた情報や学習機会を提供し、意識啓発を図ってきました。

平成23年2月には社会情勢の変化に伴い、男女共同参画社会の実現に向けて各施策をより一層推進するため、「沼田市第2次男女共同参画計画」を策定しました。

平成26年には、「沼田市第2次男女共同参画計画」の見直しにあたり、「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施しました。

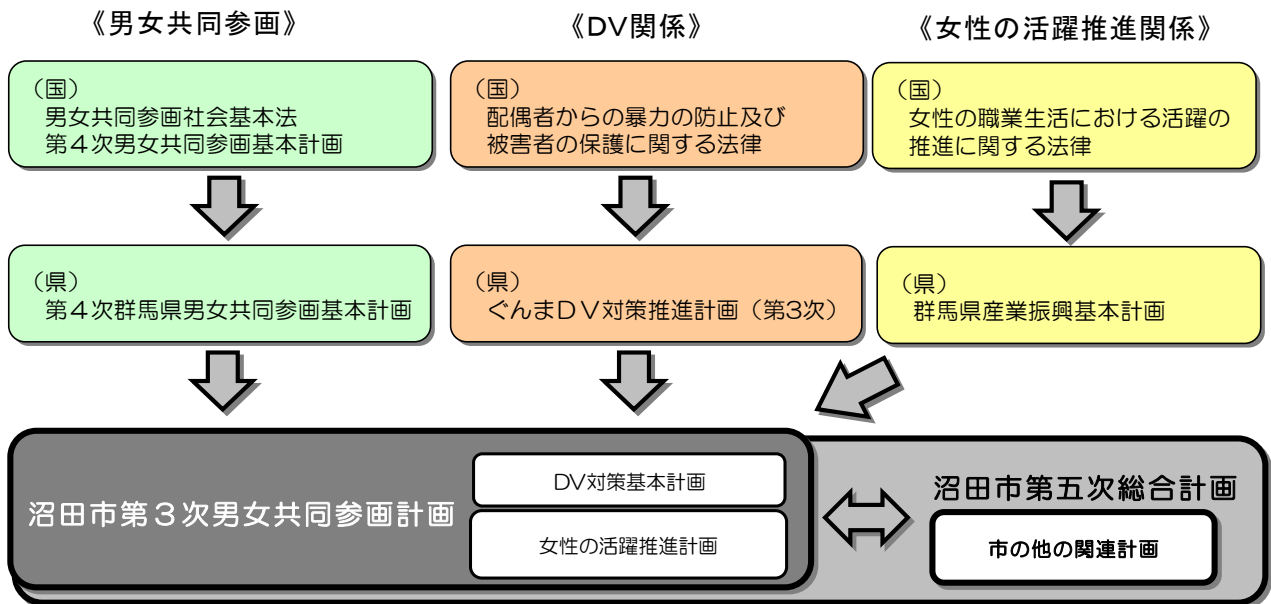
3 計画の性格

本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、「第4次群馬県男女共同参画基本計画（現在策定作業中）」及び「沼田市第五次総合計画」との整合性に配慮するとともに、本市における「男女共同参画社会に関する市民意識調査」や意見公募（パブリックコメント）を実施し、「沼田市男女共同参画計画策定委員会」、「沼田市男女共同参画庁内推進会議」等の意見・助言などを基に策定するものであり、男女共同参画社会の実現に向けた総合的、包括的な施策に取り組む指針となるものです。

また、本計画は「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」（DV対策基本計画）として一体的に策定するものです。

さらに、「女性活躍推進法」が制定され、本市においても地域社会における女性の活躍を推進するため、リーダーとしての女性の参画を促進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍を推進するため、第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として一体的に策定するものです。

この計画の推進にあたっては、常に社会情勢の変化や環境の変化に柔軟に対応していくものとします。



■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。

そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- ・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

◆基本方針等の策定

- ・国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定。
- ・地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

◆事業主行動計画の策定等

- ・国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- ・国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）。

・女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析

【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差

③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等

・上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等

・女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）

- ・国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

◆女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ・国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- ・地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

◆その他

- ・原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。
- ・10年間の時限立法。

4

計画の期間

この計画の期間は、平成28（2016）年度を初年度とし、平成32（2020）年度までの5年間とし、必要に応じて見直しをします。

5

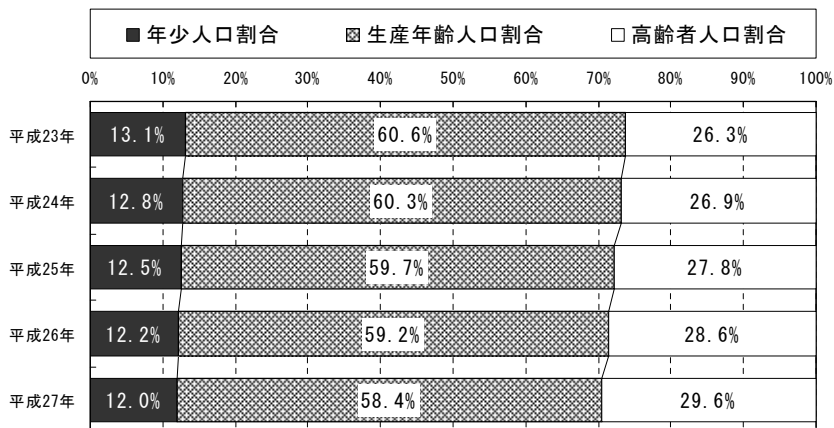
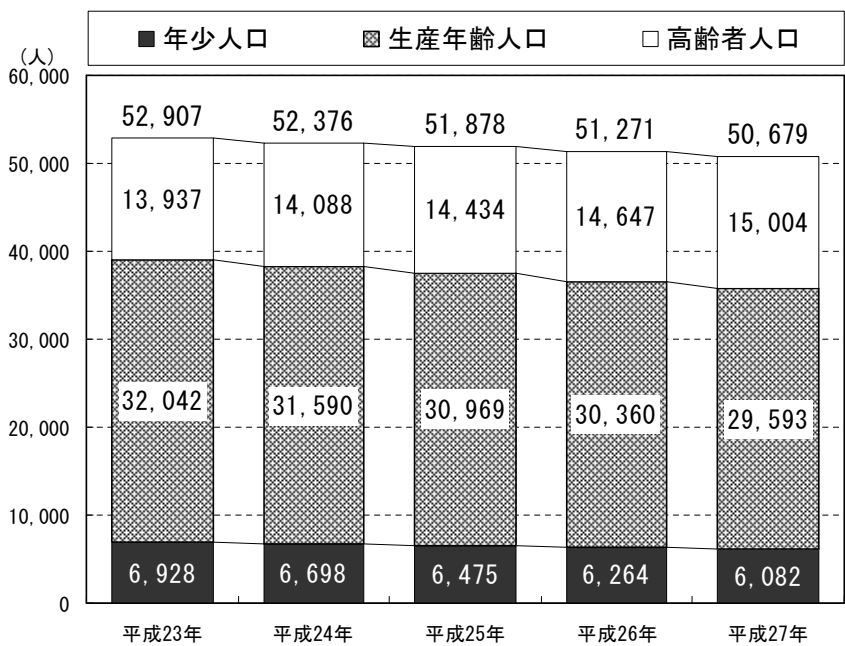
沼田市を取り巻く現状

(1) 人口の推移

本市の人口は、年々減少しています。

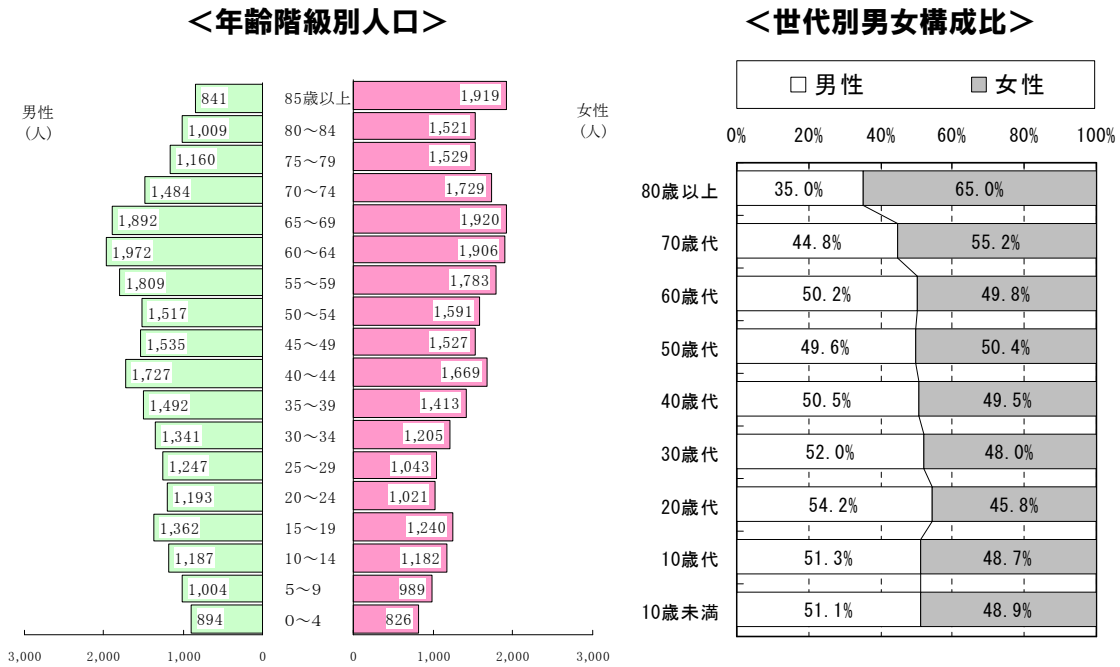
また、本市の人口構造は、少子高齢化に伴い、年少人口割合（15歳未満）及び生産年齢人口割合（15歳以上65歳未満）が減少しているのに対して、高齢者人口割合（65歳以上）が年々増加しています。

<人口推移・人口割合>



資料：住民基本台帳（外国人登録含む 各年4月1日現在）

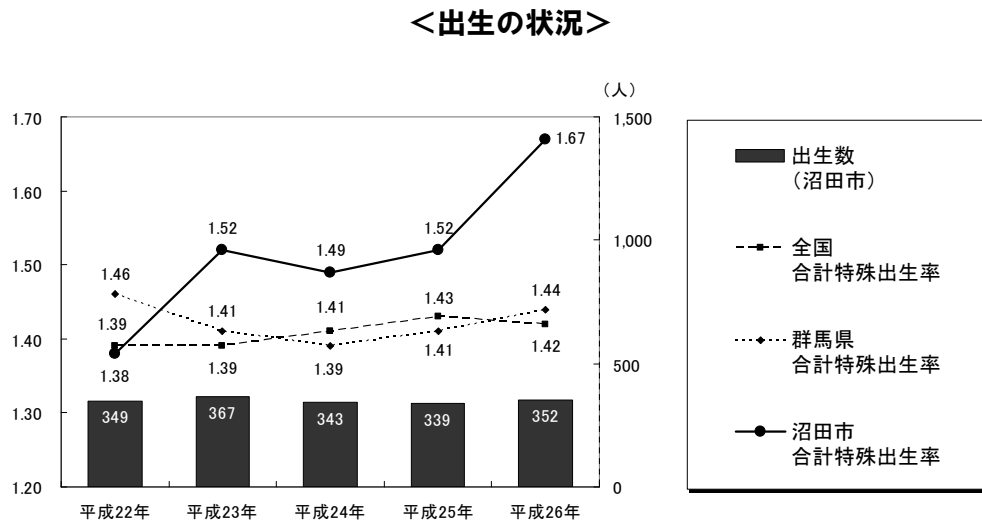
年齢階級別では、男性では60～64歳、女性では65～69歳が多くなっています
 世代別にみると、70歳代以上は女性の割合が男性の割合を上回っています。



資料：住民基本台帳（外国人登録含む 平成27年4月1日現在）

（2）出生の状況

本市の出生数は横ばいで、平成26年には352人となっています。
 本市の合計特殊出生率は平成23年以降全国や県平均を上回って推移しています



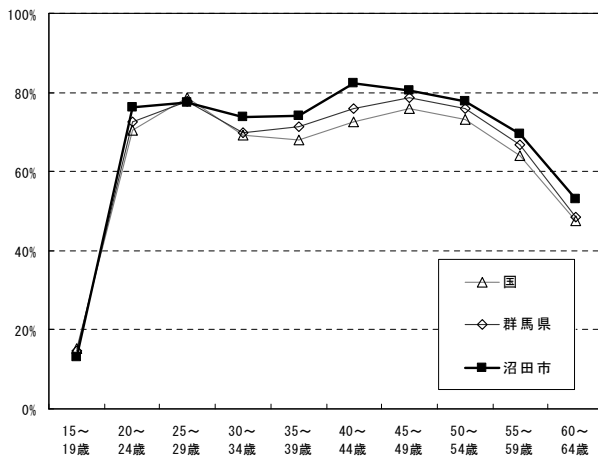
資料：群馬県人口動態統計概況

(3) 女性の労働力率

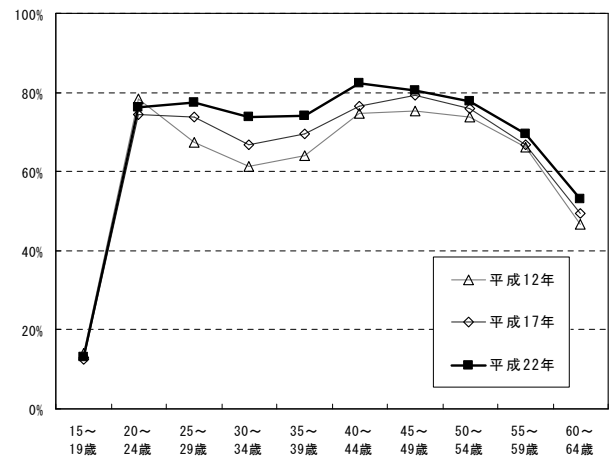
本市の女性の労働力率を年齢階級別にみると、国、群馬県、本市ともに、25～29歳と45～49歳の2つを頂点とし、30～34歳を谷とする「M字型曲線」を示しており、25歳前後で結婚や出産のため離職する様子が表れているものの、平成22年ではその落ち込み方が浅くなっており、継続して就労している割合が高いことを表しています。

労働力率＝労働力人口（就業者＋完全失業者）／15歳以上人口（労働力状態不詳を含む）

<国、県、本市の女性の労働力率比較（平成22年）>



<本市の女性の労働力率経年変化>



資料：国勢調査

(4) 方針決定の参画状況

本市の地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況をみると、平成27年では審議会等における登用では20の審議会のうち14の審議会に女性が登用されており、女性の委員数は総数338人のうち48人、女性比率は14.2%となっています。女性の参画状況比較では、国・県、県内平均を下回っています。

一方、自治会長（区長）の女性比率をみると、現在0%となっており、女性自治会長（区長）の参画が課題となっていることもうかがえます。

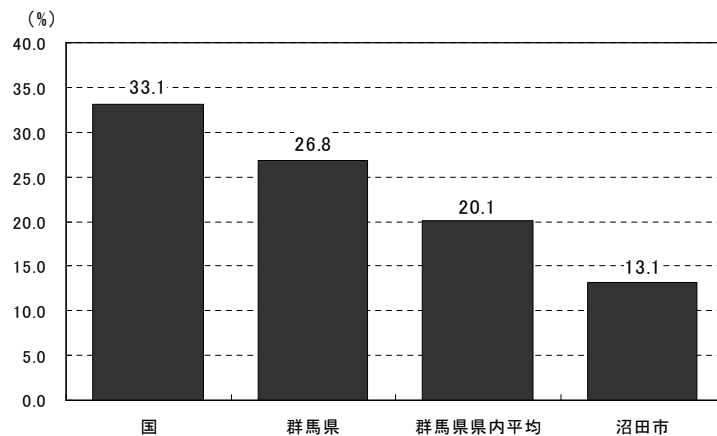
＜本市における女性の参画状況 各年4月1日現在＞

	審議会等委員の目標※1					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況※2					市議会議員に占める女性議員の割合			自治会長(区長)に占める女性の割合		
	審議会等数	女性を含む審議会	委員数	女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	女性を含む審議会	委員数	女性委員数	女性比率(%)	議員数	女性議員数	女性比率(%)	自治会長数	女性区長数	女性比率(%)
平成23年	-	-	-	-	-	19	12	316	35	11.1	25	2	8.0	81	1	1.2
平成24年	58	45	680	126	18.5	20	12	353	35	9.9	21	0	0.0	81	0	0.0
平成25年	58	46	662	129	19.5	20	12	353	35	9.9	20	0	0.0	81	0	0.0
平成26年	58	47	656	134	20.4	21	15	373	49	13.1	22	0	0.0	81	0	0.0
平成27年	57	47	631	141	22.3	20	14	338	48	14.2	22	0	0.0	81	0	0.0

資料：生活課

- ※1 女性委員比率の目標の審議会等 ※2の地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び要綱や規則により設置された審議会等（平成24年4月1日から調査開始）
- ※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

＜女性の参画状況比較 審議会等女性比率 平成26年4月1日現在＞



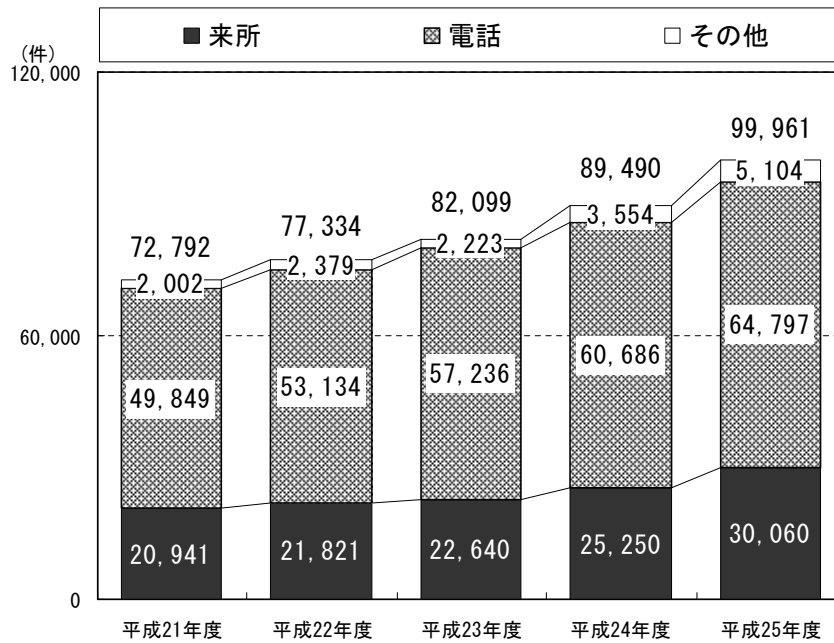
資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会形成又は女性に関する施策の推進状況

(5) 女性相談及び配偶者等からの暴力の状況

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、平成25年度には99,961件と大幅に増加しています。

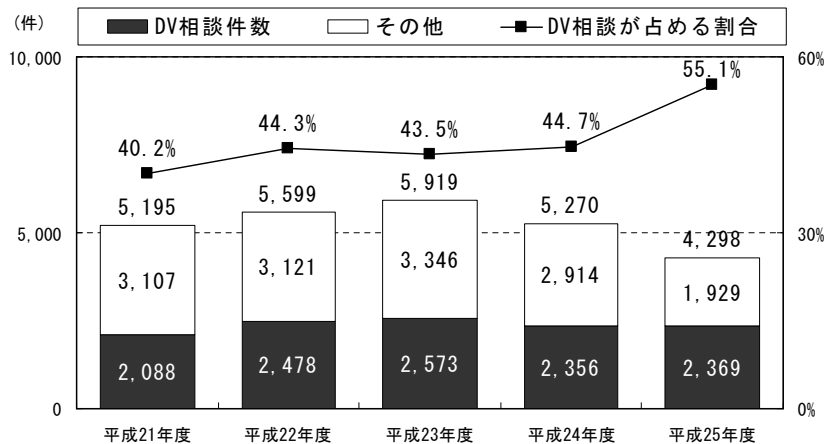
また、群馬県の女性相談センターに寄せられた相談件数は、平成21年度では5,195件あったものが平成25年度には4,298件と減少していますが、DV相談が占める割合は増加傾向にあります。

<全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移>



資料：内閣府

<群馬県女性相談センター・女性相談所に寄せられた相談件数の推移>



資料：群馬県女性相談センター

6 男女共同参画に関する市民意識調査結果抜粋

本市に在住する20歳以上70歳未満の市民2,000人を対象に、男女共同参画に関する意識や実態を把握するために、平成26年に「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施しました。

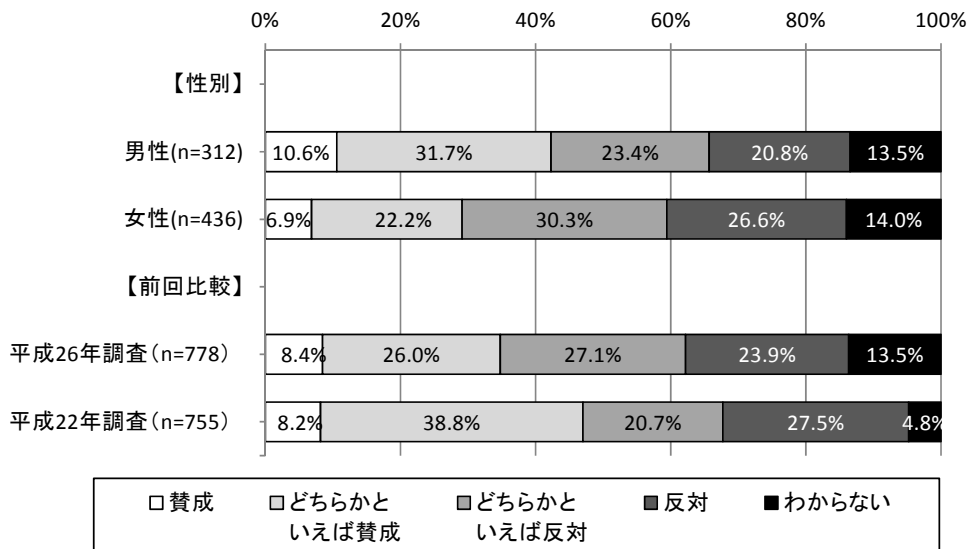
対象者数（件）	回収数（件）	回収率（％）
2,000	763	38.2

※「経年比較」では、「平成22年調査」については「沼田市第2次男女共同参画計画」策定にあたり平成22年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を引用。

（1）男女平等に関する意識について

「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」は反対の割合の人が高くなっていますが、女性は56.9%が反対しているのに対し、男性の反対は44.2%とやや少なくなっています。前回の平成22年調査と比べると、賛成は12.6ポイント減少し、反対が2.8ポイント増加しています。

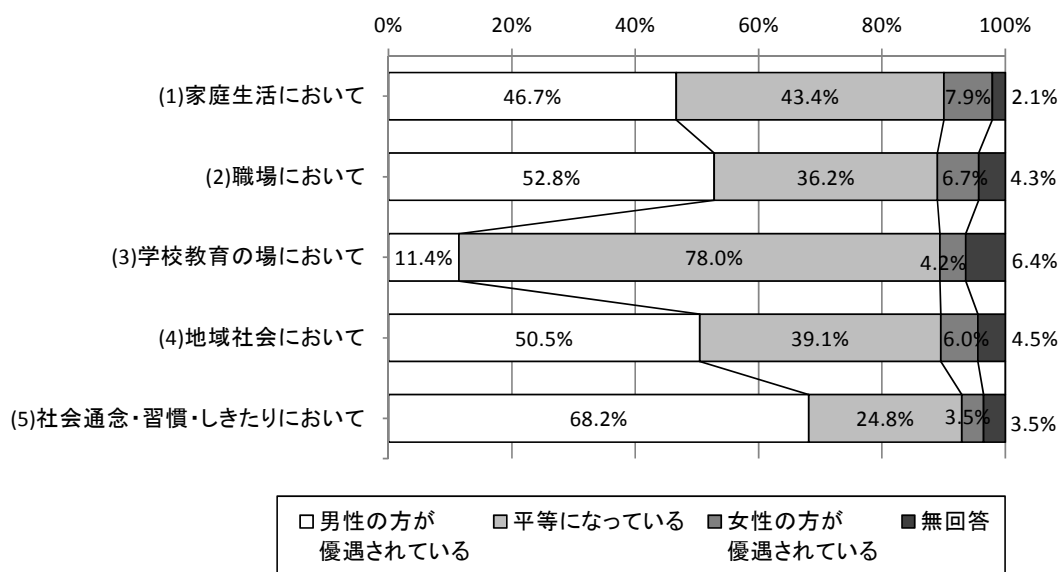
＜「男は仕事、女は家庭」という考え方について＞



男女の地位の平等では、「平等になっている」割合は「家庭生活において」では43.4%、「職場において」では36.2%、「学校教育の場において」では78.0%、「地域社会において」では39.1%、「社会通念・習慣・しきたりにおいて」では24.8%となっています。

今後も、家庭・学校・社会などあらゆる場に、「男だから」「女だから」という社会的・文化的に形成された性別の固定観念にとらわれない意識の浸透を図っていくことが必要となっています。

＜男女の平等感について＞

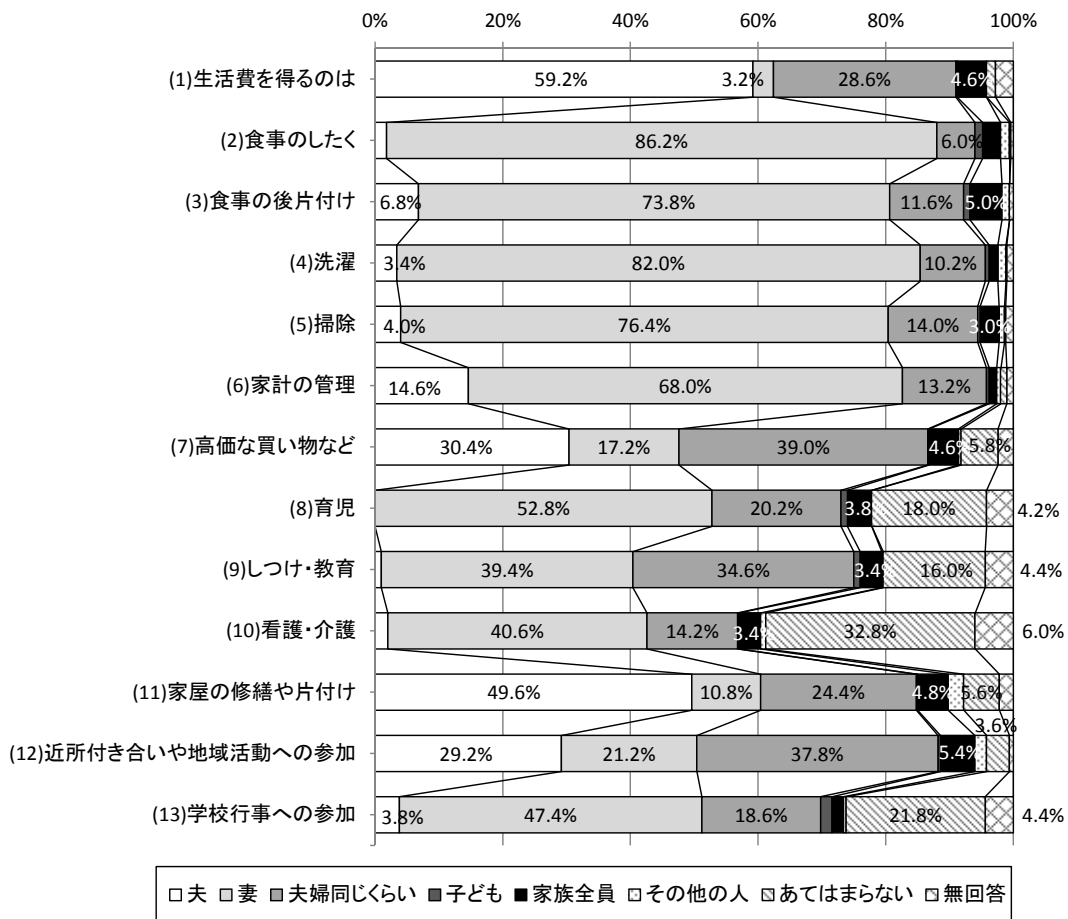


(2) 家庭生活について

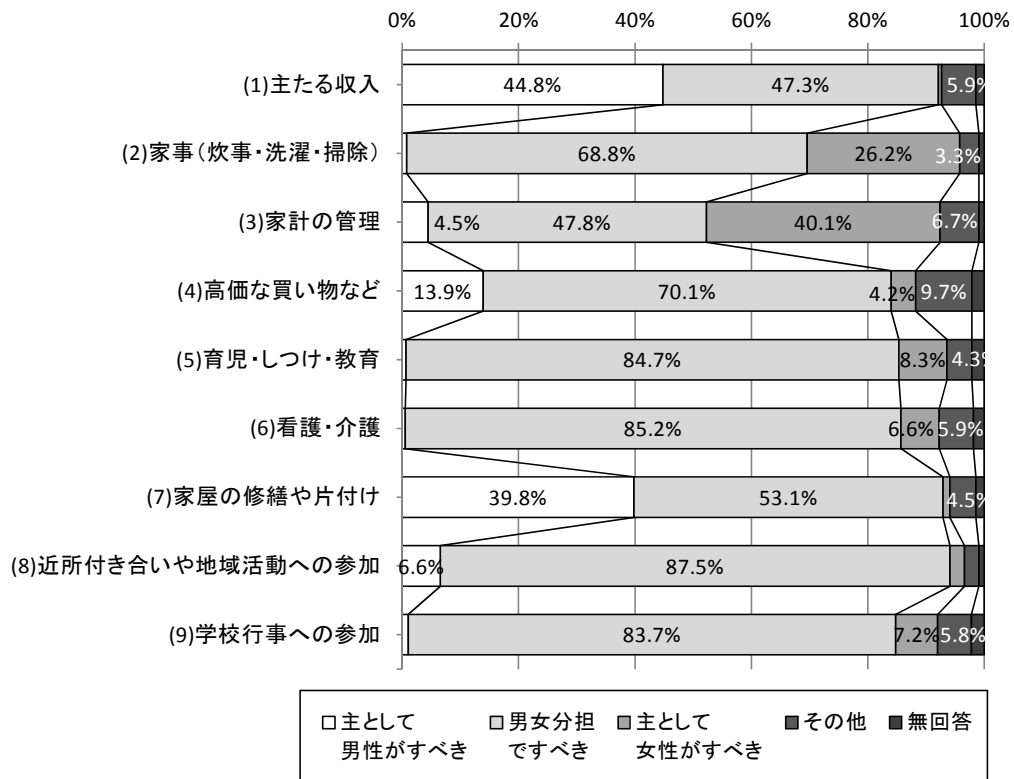
家庭内の役割では、「夫」の役割としては「生活費を得る」が59.2%、「家屋の修繕や片付け」が49.6%となっています。「妻」の役割としては「食事のしたく」、「洗濯」が約85%、「掃除」「食事の後片付け」が約75%となっています。このことから、生活費を得るのは主に男性の役割、家事は主に女性の役割と家庭における固定的な性別役割分担意識があることが分かります。

一方、理想的な役割分担については、すべての項目で「男女で分担すべき」との回答が多く、実態とは異なった考えが見られます。

<現在の家庭内の役割>



<理想の家庭内の役割>



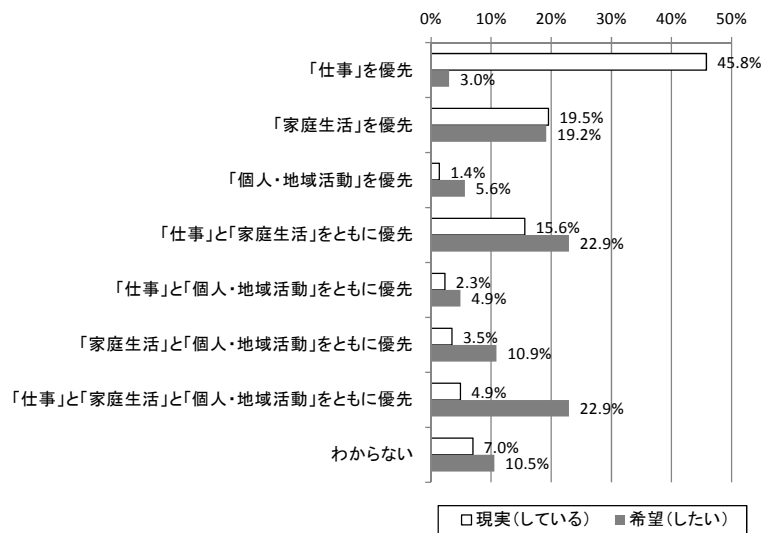
生活の中での「家庭生活」「仕事」「個人・地域活動」の優先度については、全体の結果でみると『「仕事」を優先』が現実には45.8%に対し、希望は3.0%と現実と希望ではかなりの差があります。また、『「仕事」と「家庭」と「個人・地域活動」を優先』は22.9%の人が希望しているのに対し、現実には4.9%でこちらも大きな差があります。

男女別でみるとその差が大きくなる傾向がうかがえます

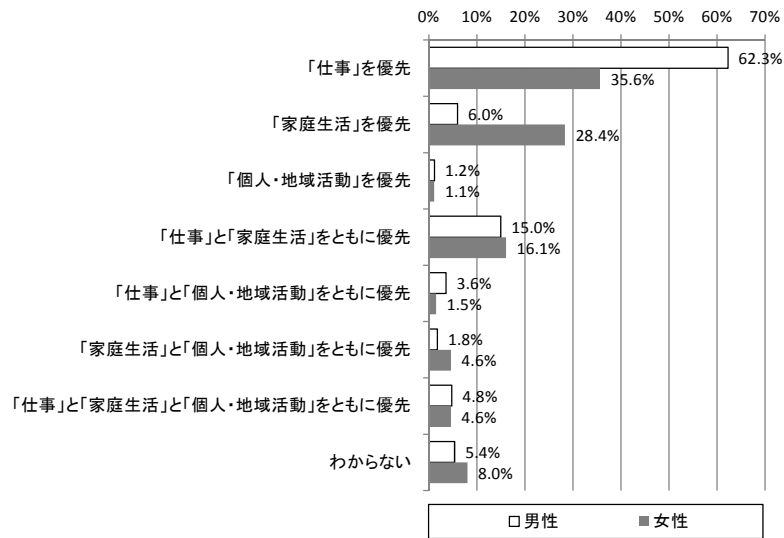
男女間の意識の差を改善するためには、夫婦間においてコミュニケーションを図り、役割分担などお互いを理解し合うことが必要となっています。

特に男性が家庭での役割を担えるようにするためには、ワーク・ライフ・バランスを進めていく必要があります。

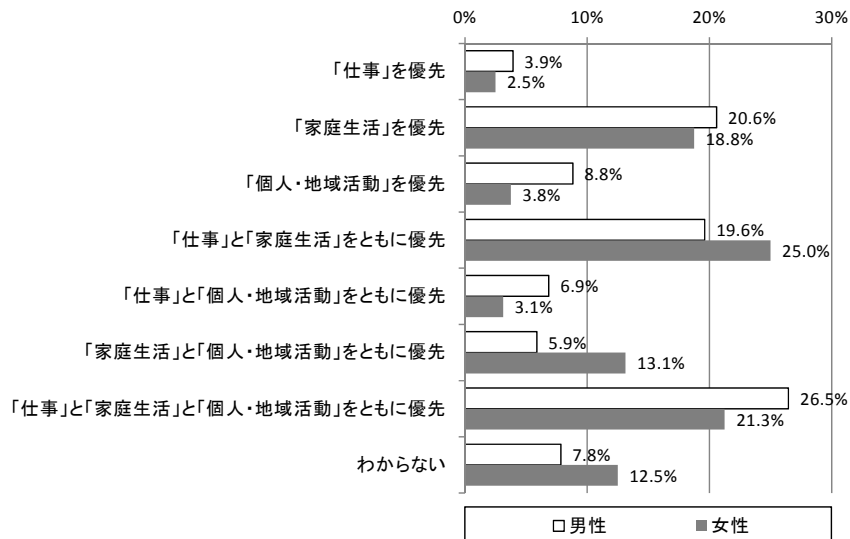
<生活の中での活動の優先度（全体）>



<生活の中での活動の優先度（現実）>



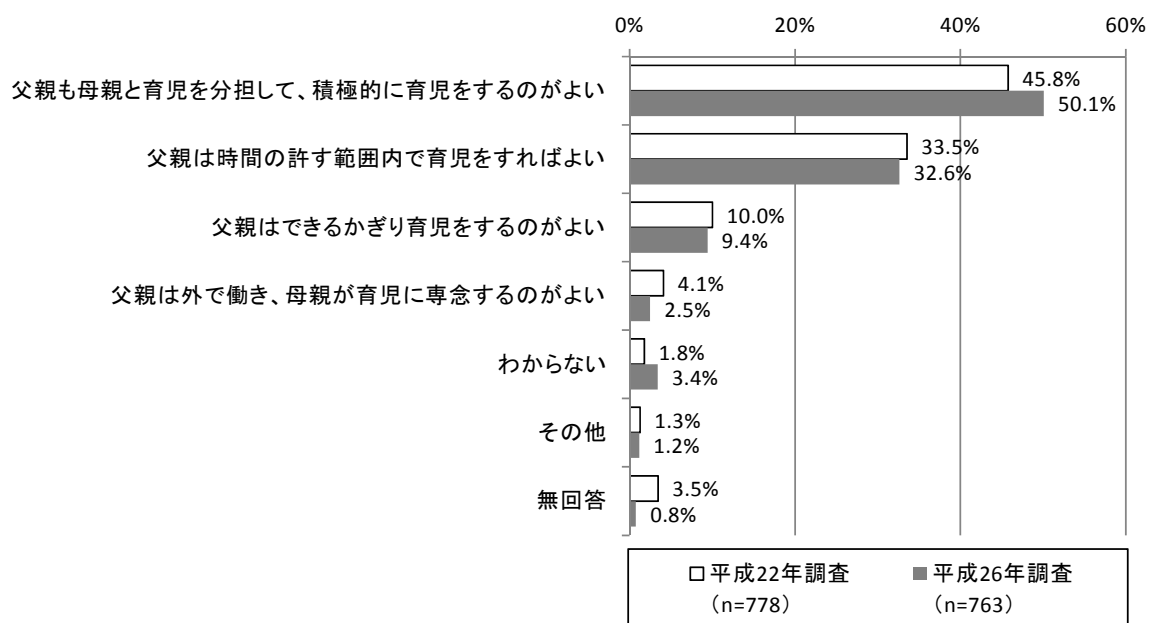
<生活の中での活動の優先度（希望）>



(3) 子育てや介護について

父親の育児参加については、「父親も母親と育児を分担して、積極的に育児をするのがよい」が50.1%となっており、特に若い世代ほどその考えを支持しているようです。「父親は外で働き、母親が育児に専念するのがよい」は2.5%で少数意見となっています。

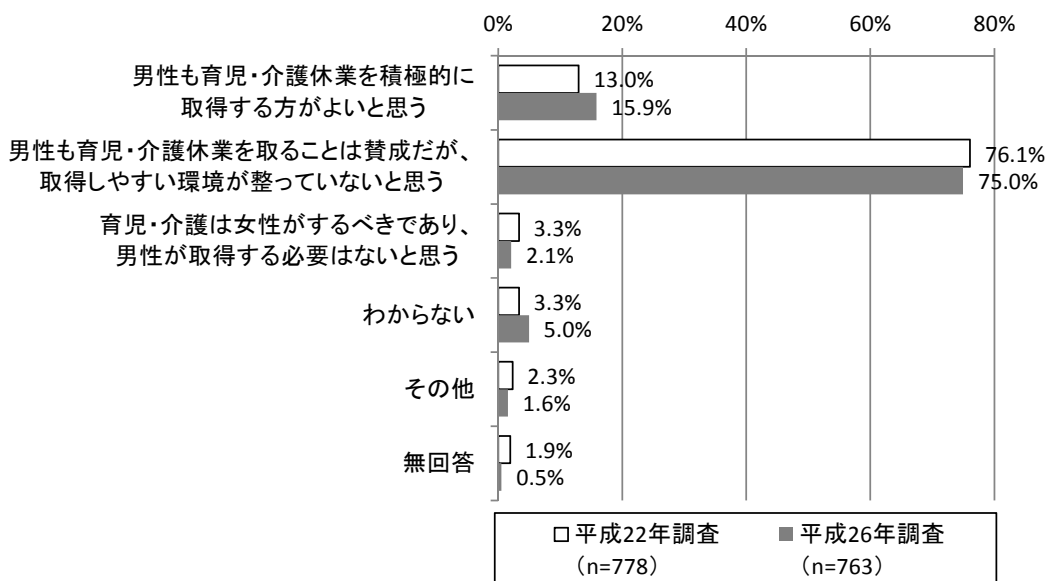
<父親の育児参加>



男性の育児や介護休業の取得については、75.0%が「男性も育児・介護休業を取ることは賛成だが、取得しやすい環境が整っていないと思う」と回答しています。これは、前回の平成22年調査からほぼ変わらず、依然として男性の育児や介護休業が取得しにくい状況にあるようです。

男性が育児・介護等に関われない理由や原因は、経済的な損失、休暇が取りにくい、仕事の忙しさなど、企業の雇用環境の整備などが求められている一方で、男性への意識啓発を求める声も挙がっています。

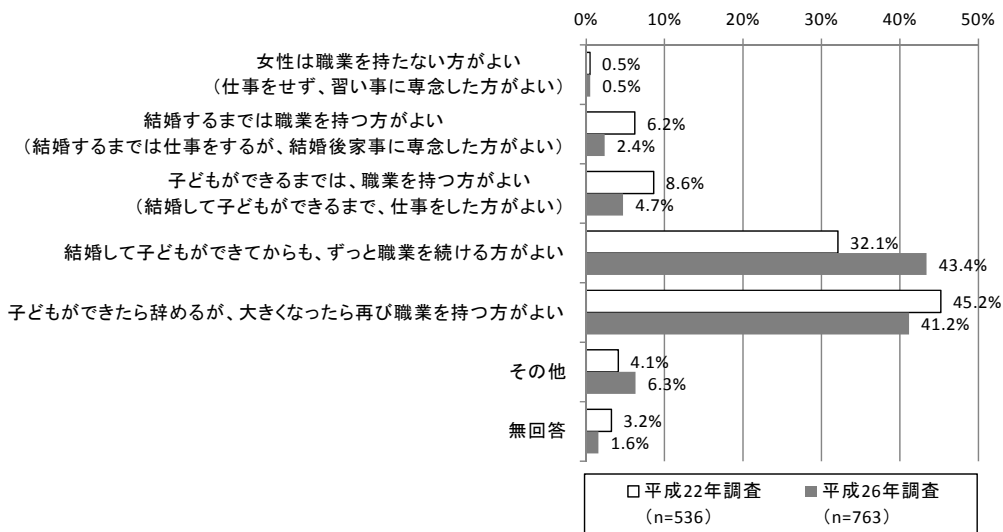
<男性の育児・介護休業の取得>



(4) 就業について

女性が職業を持つことについては、「結婚して子どもができてからも、ずっと職業を続ける方がよい」が43.4%、「子どもができたなら辞めるが、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が41.2%で続いています。前回の平成22年調査では、「結婚して子どもができて、仕事をした方がよい」が32.1%だったのが、11.3ポイント増えており、育児と仕事の両立が支持されてきていることが分かります。

＜女性が職業を持つことについて＞



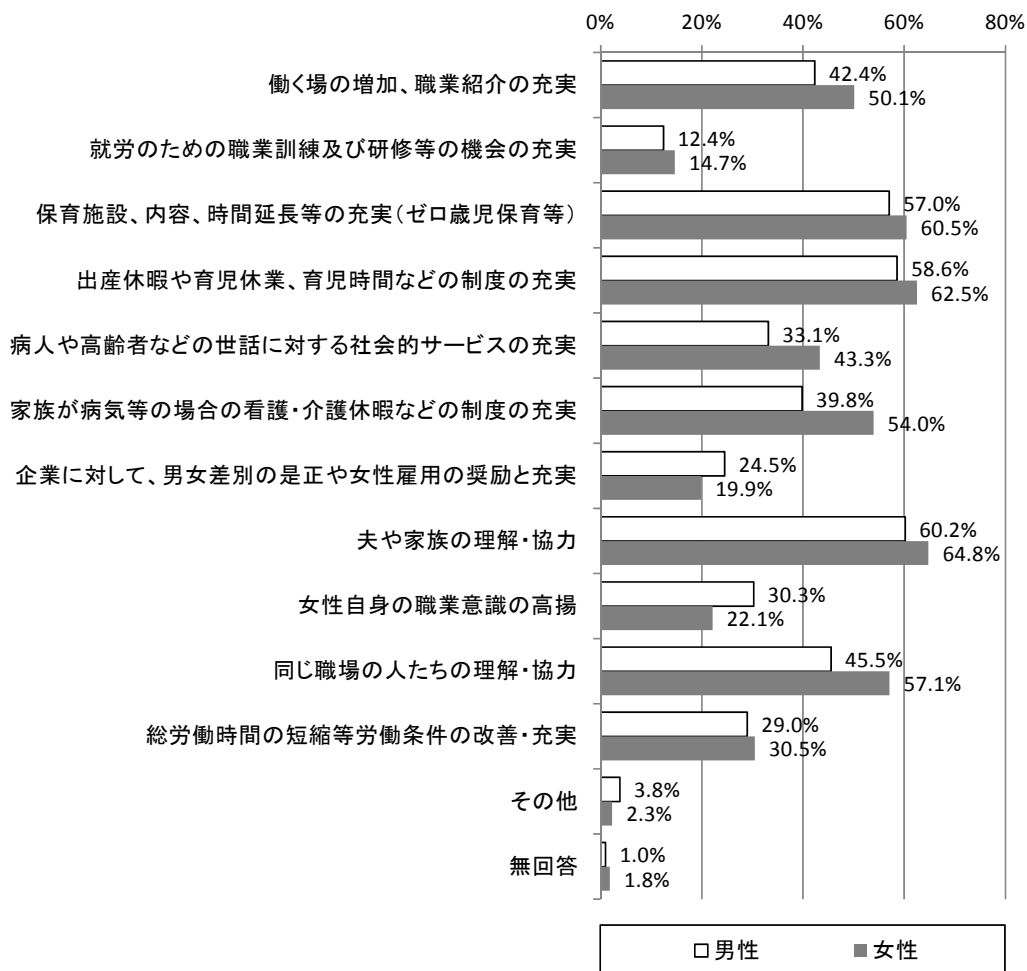
※ () の項目は平成22年調査実施時の項目内容になります。

女性が働き続けるために必要なことは、「夫や家族の理解・協力」、「出産休暇や育児休業、育児時間などの制度の充実」、「保育施設、内容、時間延長等の充実（ゼロ歳児保育等）」であると、男女それぞれ約60%の人が回答しています。

女性が働き続けるためには、依然として家事や育児などとの両立の難しさがあることが分かります。女性が就労しやすい環境をつくるためには、これまで以上に制度や労働条件を改善していくとともに、男性の家事、育児への積極的な参加を促進していく必要があります。

また、多様な就労形態が増える中、行政が企業に働きかけるなど育児・介護休業制度を利用しやすい環境整備をしていく必要があります。

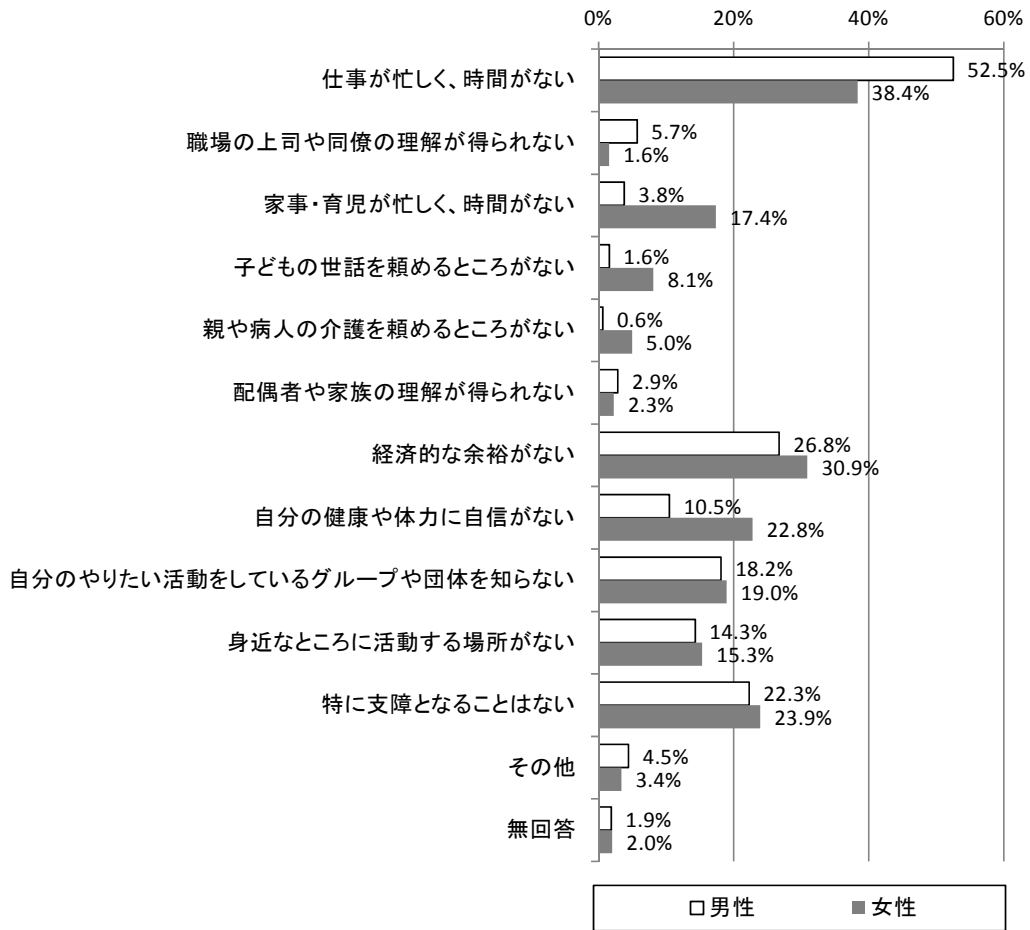
<女性が働き続けるために特に必要なこと>



(5) 社会活動・地域活動などについて

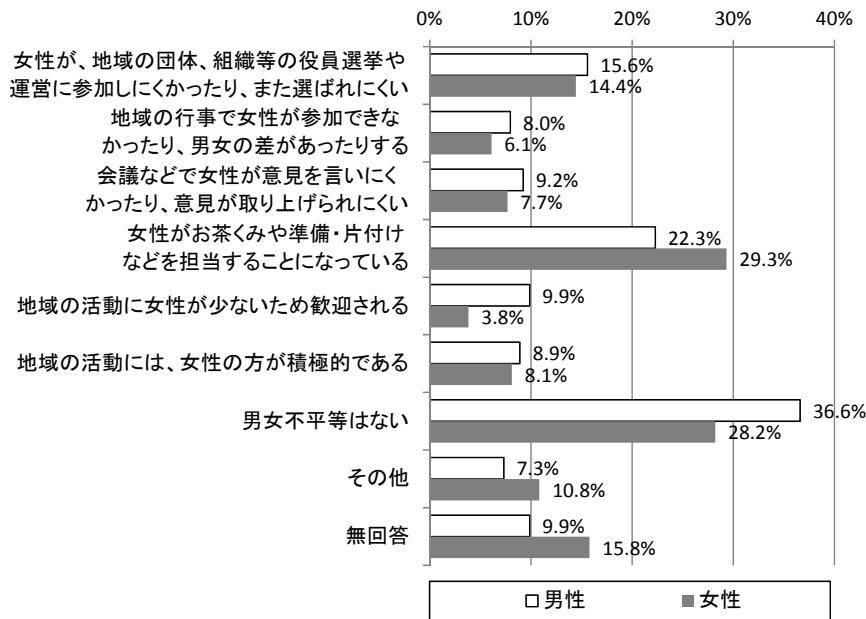
社会活動や地域活動への参加の支障となっている要因としては、「仕事が忙しく時間がない」ことの次に「経済的な余裕がない」とする回答が多くなっています。

<社会活動・地域活動に参加しようとする際に支障になっていること>



また、地域の実情では、男性は「男女不平等はない」と回答した割合が最も高くなっていますが、女性は「女性がお茶くみや準備・片付けなどを担当することになっている」と回答した割合が最も高くなっており、男性と女性の感じ方に差があることが分かります。

＜住んでいる女性の地域の実情＞

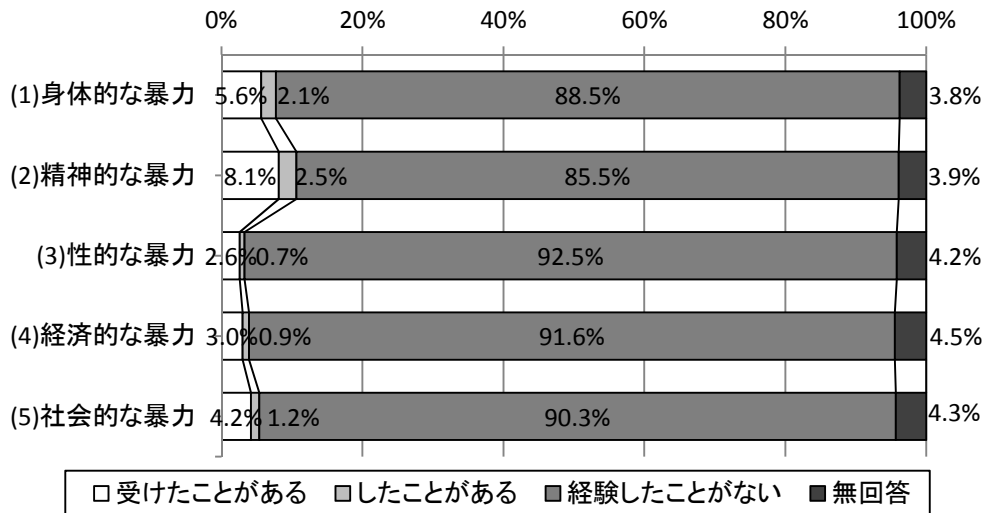


(6) 人権などについて

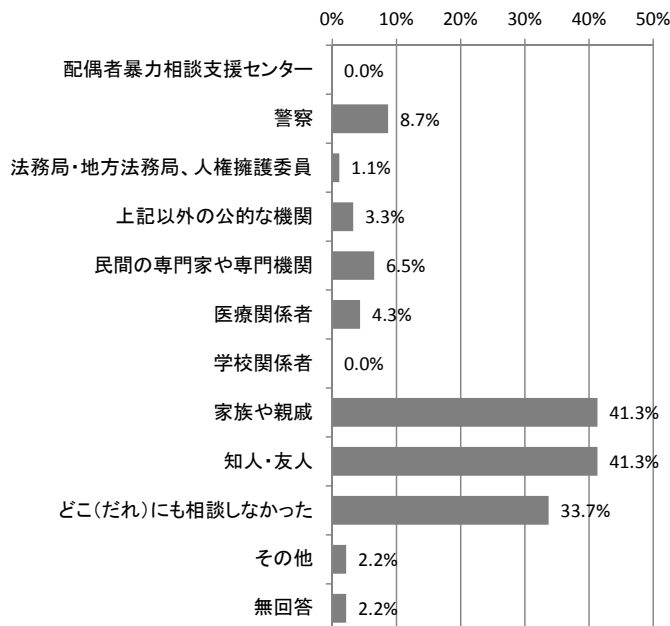
DVは、約90%の人が「経験したことがない」と回答していますが、約10%の女性は「身体的な暴力」と「精神的な暴力」を「受けたことがある」と回答しています。また、すべての暴力において、「受けたことがある」と回答した女性は男性より多くなっています。

「暴力を受けたことがある」と回答した人が相談した相手は、「家族や親戚」「知人・友人」がそれぞれ41.3%となっています。また33.7%の人は「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しています。

＜配偶者や恋人からの被害経験の有無＞



＜相談相手＞



「どこ（だれ）にも相談しなかった」理由として多いのは、「相談しても無駄だと思ったから」と回答した人が最も多く、被害者の中にDVに対する諦めの気持ちがあることが分かります。

夫や妻、恋人からの被害経験を相談できなかった理由として「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」、「相談するほどのことではないと思ったから」などの回答も多く、受けた行為が「被害として訴えるほどのものではない」と捉えて、相談していない人が潜在していることが考えられます。

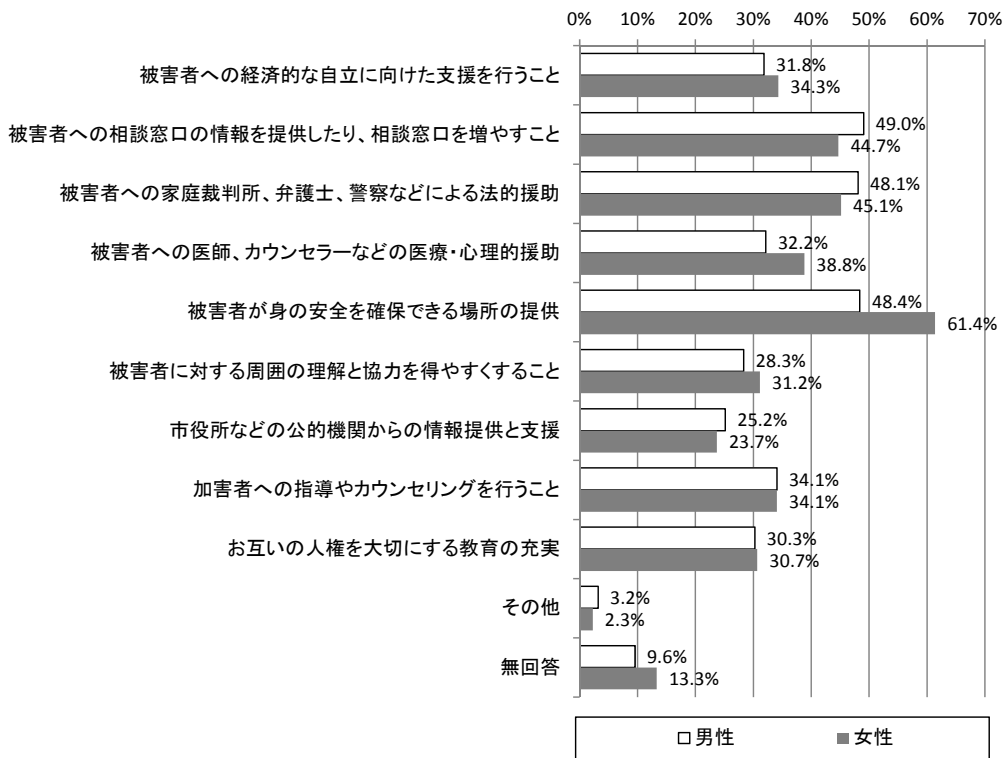
＜相談できなかった理由＞

項目	度数	構成比
どこ(だれ)に相談してよいかわからなかったから	4	12.9%
恥ずかしくてだれにも言えなかったから	3	9.7%
相談しても無駄だと思ったから	15	48.4%
相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから	2	6.5%
加害者に「誰にも言うな」とおどされたから	0	0.0%
相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから	1	3.2%
自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	8	25.8%
世間体が悪いから	3	9.7%
他人を巻き込みたくなかったから	5	16.1%
他人に知られると、これまで通りのつき合いができなくなると思ったから	4	12.9%
そのことについて思い出したくなかったから	4	12.9%
自分にも悪いところがあると思ったから	8	25.8%
相手の行為は愛情の表現だと思ったから	0	0.0%
相談するほどのことではないと思ったから	8	25.8%
その他	5	16.1%
無回答	0	0.0%
回答者数	31	

DVに対しての有効な援助として、「被害者が身の安全を確保できる場所の提供」、「被害者への家庭裁判所、弁護士、警察などによる法的援助」、「被害者への相談窓口の情報を提供したり、相談窓口を増やすこと」が上位にあがっています。

「DV防止法」において暴力の防止及び被害者の保護に関することについての実施体制等を整備することが求められています。このようなことも踏まえ、暴力のない環境づくりを進めるとともに、暴力を受けた人の相談窓口等に関する情報提供の充実も必要となっています。

＜配偶者や恋人などからの暴力に対して必要な支援＞

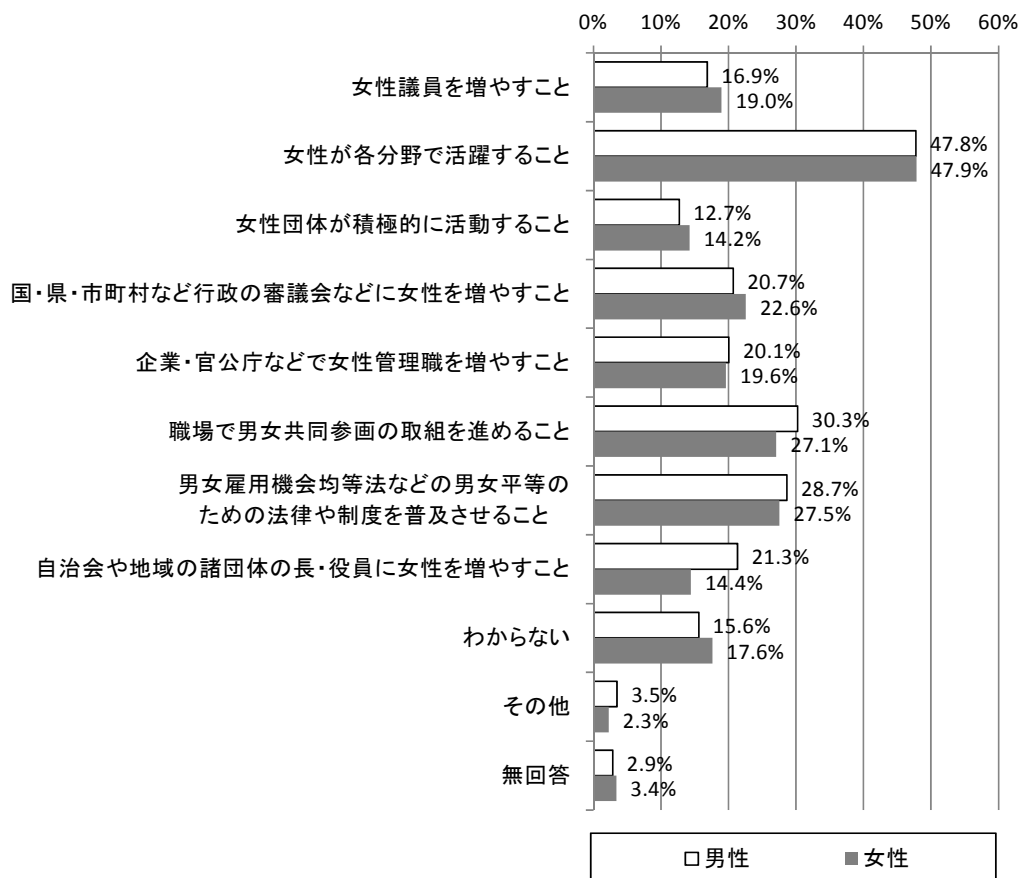


(7) 男女共同参画について

行政や企業などの方針決定の場への女性の参画を図るために必要なことでは、「女性が各分野で活躍すること」が約48%で、続いて「職場で男女共同参画の取組を進めること」、「男女平等のための法律や制度を普及させること」が約30%となっています。

女性が各分野で活躍するためには周囲の理解や協力、制度の充実や環境づくりが必要です。

<行政や企業、社会的活動などの方針決定への女性の参画のために大切なこと>

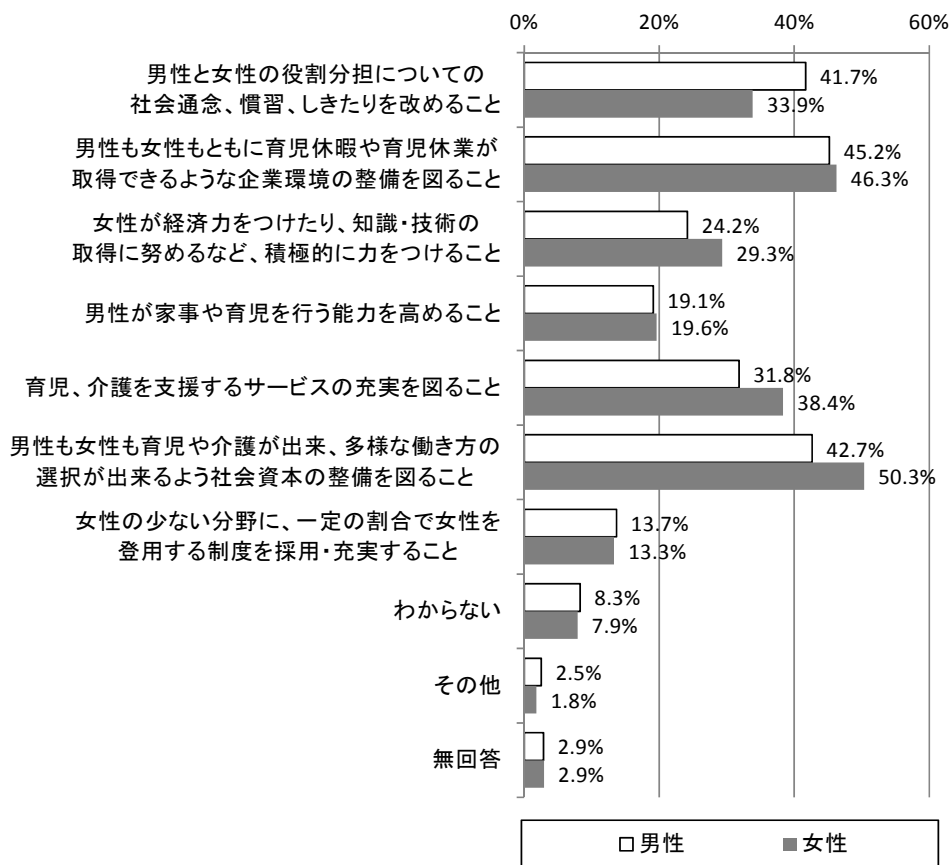



男女がともにあらゆる分野に積極的に参画していくために必要なことでは、「男女ともに育児や介護が出来、多様な働き方の選択が出来るような社会資本の整備を図ること」や「男女ともに育児休暇や育児休業が取得できるような企業環境の整備を図ること」と回答した人が多く、仕事と育児の両立に課題を感じている人が多いようです。

男女共同参画社会を形成するためには、多岐にわたる取組が必要であることがうかがえますが、特に男女共同参画に関する意識啓発、育児・介護と仕事の両立支援や女性の再就職支援などの施策が求められています。

また、「女性が経済力をつけたり、知識・技術の取得に努めるなど、積極的に力をつけること」という回答もあることから、女性が活躍するためには、女性自身の意識の向上も求められています。

<男女ともにあらゆる分野に積極的に参画していくために必要なこと>





第2章
計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1

基本理念

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を基本に置き、市民一人ひとりが性別や国籍、年齢、障害などに関わりなく、個性と能力を発揮し、ともに輝くことができる男女共同参画の視点が生かされた、豊かで活力ある社会を目指します。

男女共同参画社会の実現のためには、社会通念、慣行、偏った意識、制度等を見直し、多様な価値観や生き方を尊重する意識を育み、家庭や職場、学校等において、市民一人ひとりが「自分らしさ」を発揮し、ともに協力し合い、喜びを分かち合えることが重要です。

本計画は「沼田市第2次男女共同参画計画」が目指してきた「男女共同参画社会の実現」を念頭に、「誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまち 沼田市」を基本理念に掲げます。

また、市民一人ひとりが主役となり、すべての人権が尊重され、それぞれが自分らしい生き方を選択し、互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

男女共同参画社会の実現

～誰もが、ともに尊重し合い、

思いやりと活力あふれるまち 沼田市～

2

基本目標と施策の方向性

本市の現状や「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、基本目標及び施策の方向性を以下にまとめました。

基本目標1 一人ひとりが尊重され、支え合うまち

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会の形成においてその根幹となるものであり、性別に関わらず一人の人間としてお互いの人権を尊重することが大切です。しかし、さまざまな場における性別による固定的役割分担意識や地域社会における根強い慣習・慣行には、人権が尊重されているとは言えない状況が依然としてみうけられます。

このようなことから、男女共同参画社会の形成を市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところからその実現が図られるよう、男女共同参画の視点に立った意識や慣行の見直しについて、啓発、広報活動を推進するとともに、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重についての、男女平等を推進する教育・学習環境の充実を進めます。

施策の方向性

- 1 男女共同参画に向けた意識づくり
- 2 男女平等を推進する教育・学習の充実

基本目標2 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち

男女が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人として能力を発揮できる機会を確保することは、男女共同参画社会を形成するうえで基盤となるものです。男女共同参画社会に向けて法整備が実施され、個人の意識の多様化等、さまざまな分野で女性の活動・活躍がみられるようになってきていますが、職場、地域活動などの中で方針決定過程の場への女性の参画は十分に果たされていません。

このようなことから、誰もが参画しやすい環境づくりとともに、積極的に参画できる人材の育成に努め、男女共同参画を促進します。

また、働くことは、人々の生活の経済的基盤を形成する重要なものであるとともに、得られる達成感、自己実現という観点からもまた、安心して子どもを産み育て家族としての責任を果たすことのできる社会を形成するうえで大切なものです。

しかし、女性における労働力率は依然として、結婚や出産、子育て期には低下しています。一方男性は、仕事中心の生活により、家庭やその他の活動に参加する時間的、精神的に余裕のない生活環境にいるのが現実です。

このようなことから、仕事と家庭生活、地域活動の両立を支援するため、子育て・介護環境の整備に努めるとともに、家庭や地域における男女共同参画社会の形成を促進します。

さらに、群馬県が推進している農業経営における重要な物事や方針を決定する場に女性自らが積極的に参加できる機会はまだ多いとはいえ、今後拡大していく必要があります。

このようなことから、女性の地位確立や活動しやすい環境づくりを促進する有効な手法、制度の浸透・周知徹底を進めていきます。

国では防災に対し、避難場所などの場における安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮や防災の取組にあたっての男女のニーズの違いの把握や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を掲げており、特に東日本大震災を機に、より重要視されています。

このような災害時には、子どもや高齢者、障害者など弱い立場の人への配慮が必要であるため、女性の意見も取り入れた防災対策を推進します。

施策の方向性

- 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 2 働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の推進
- 3 地域における男女共同参画の推進

基本目標3 互いに認め合い、安心して暮らせるまち

男女がそれぞれの「こころとからだ」の特性を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、男女共同参画社会を形成する上で前提となるものです。

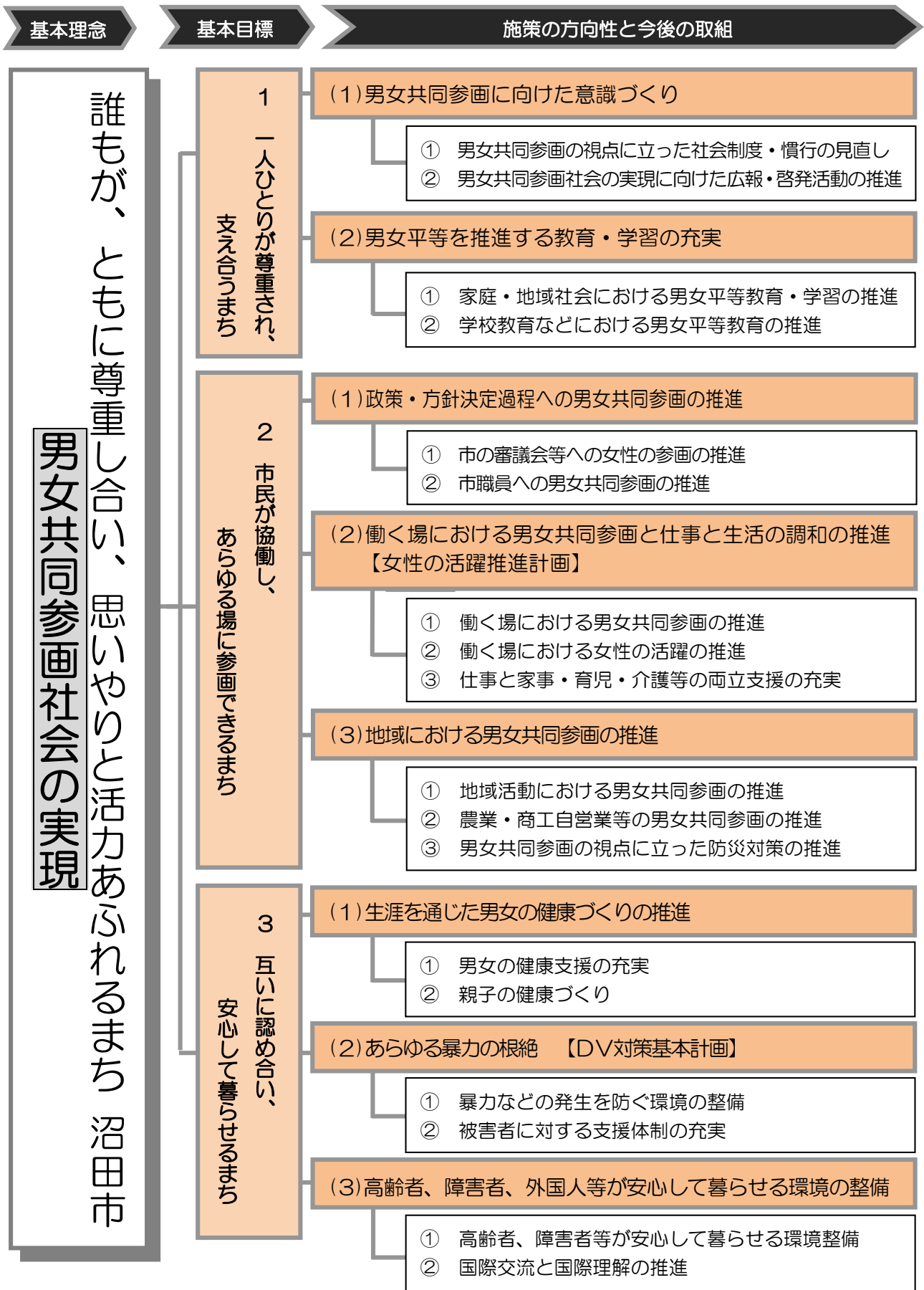
男女がいきいきと暮らす男女共同参画社会の実現には、個人の尊重と併せて、ともに幸福で長生きし、生きがいを持って社会参画ができるよう、生涯を通じて、心身ともに健康であることが重要であり、男女の性差に配慮した健康の保持・増進体制を推進します。


また、配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向けて克服していかなければならない重要な課題となっています。DVによる被害は、人々の認識や社会的な理解が不十分なため、家庭内や恋人間の問題として見過ごされてしまい、被害が潜在化しています。身体的な暴力に限らず、精神的、性的、経済的、社会的などの暴力や人権侵害を許さない社会意識の醸成とともに、被害者支援が重要となります。本市では、DV被害は顕著には出ていないものの、市民意識調査では約10%の人が暴力を受けたことがある、または暴力をしたことがあると回答しており、人権侵害や暴力の根絶に向けた取組を強化します。

さらに、年齢、障害の有無や外国人であるかどうかにかかわらず、男女一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会を目指し、生活環境の向上や自立支援に取り組めます。

施策の方向性

- 1 生涯を通じた男女の健康づくりの推進
- 2 あらゆる暴力の根絶
- 3 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備





第3章
施策の内容

基本目標 1

一人ひとりが尊重され、支え合うまち

第3章 施策の内容

基本目標1 一人ひとりが尊重され、支え合うまち

(1) 男女共同参画に向けた意識づくり

私たち一人ひとりの人権が等しく尊重され、男性と女性が対等なパートナーとして、その個性と能力を発揮していきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが目の前にどのような現実があるのかを知り、どのような方向に進んでいけばよいのかを考えていく機会を提供していきます。

◆今後の取組◆

① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

「男は仕事、女は家庭」といった男性と女性の役割を区別する「性別による役割分担意識」は、私たちの意識の中で慣習化・固定化され、一朝一夕で変えられるものではありません。

市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭をまもるべきである」は反対と回答した人の割合が高くなっています。前回の平成22年調査と比べると、賛成は12.6ポイント減少し、反対が2.8ポイント増加しています。

こういった固定的性別役割分担意識を背景とした社会制度・慣行には、個人の生き方の制約につながっているものもあり、多様な生き方の選択が可能な男女共同参画社会の実現に向け、見直しを行っていくことが必要です。

このようなことから、固定的な性別役割分担意識・社会通念・慣習を払拭するため、地域・職場・学校などさまざまな機会を捉えて、男女共同参画の必要性を認識してもらおうよう、継続して意識啓発に取り組んでいきます。

No.	事業名	事業内容	担当課
1	市の刊行物における表現の配慮	市で発行している「広報ぬまた」などの刊行物について、性別による固定的な役割分担にとらわれない表現になるように配慮します。	秘書課
2	行政文書における表現の配慮についての情報提供	行政文書などにおいて、男女共同参画の視点に基づいた表現方法等について、情報提供を行います。	生活課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- ・女性も男性も固定的な役割分担意識にとらわれず、慣習や慣行について見直しをしてみましょう。
- ・自分の考えや発言で「女だから」「男だから」という区別をしていないか、振り返ってみましょう。

～事業所では～

- ・職場において、男女の固定的役割分担がないか見直してみましょう。
- ・コーヒーやお茶は自分で入れてみませんか？

② 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

本市では、男女共同参画情報紙などを発行し、男女共同参画に関する啓発活動を行っています。

市民意識調査では、男女の地位の平等は、「社会通念・習慣・しきたりにおいて」、「職場において」や「地域社会において」では平等になっていると感じる人の割合が低くなっています。分野による進捗状況とともに、男女間でも平等感の捉え方に差があることがわかります。

性差別や性別による固定的な役割分担意識、偏見などに対し、男女がお互いの特質を認めつつ、人としてお互いを思いやり、個人としての尊厳を重んじるよう、講演会等の開催、情報紙や啓発広報冊子の発行、市広報紙やホームページでの啓発に努めます。

その際、世代によって男女共同参画への理解度が異なることを考慮し、それぞれの世代に合わせた啓発方法や具体的な事例紹介などの工夫を施し、より一層の意識づくりと行動化を促進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
3	男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画についての意識啓発を行うため、男女共同参画情報紙「ハピネス」を発行します。	生活課
4	男女共同参画講演会の開催	男女共同参画についての意識啓発を行うため、著名人等による講演会を開催します。	生活課
5	市の広報誌やホームページ等を活用した広報活動	「広報ぬまた」や「市ホームページ」を活用し、男女共同参画についての広報、啓発を行います。	生活課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- ・男女共同参画のセミナーや研修会などに参加し、一緒に学んでみませんか？

(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

家庭、教育現場や地域社会は、次の世代を担う児童・生徒の知識や意識の形成に大きな役割を果たします。

男女共同参画社会の実現に向けて、私たちを取り巻くあらゆる教育の場において現状を認識し、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供・充実を図ります。

◆今後の取組◆

① 家庭・地域社会における男女平等教育・学習の推進

市民意識調査では、家庭内の役割分担については、共同で行うことが理想とする割合が高いものの、家事や育児などの役割分担で「妻」とする女性の割合が男性の割合を上回っています。性別による家庭内の役割分担意識の存在や男女間の負担に対する感じ方の違いがうかがわれます。

男女共同参画社会実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、実践していくことが重要です。

そのために、家庭、地域において、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるため、家庭教育や生涯学習等の機会を通じ、男女共同参画の視点に立った情報提供や学習機会の充実を図ります。

また、ひとり親家庭や若年者の単身世帯、高齢者の単身世帯など多様化した家族形態の中で、一人ひとりの生き方が尊重されるよう、さまざまな機会を捉えて、家族形態の多様性を尊重する意識づくりを進めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
6	男女共同参画講座の実施	市民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解することと、男女共同参画の視点に立って率先して活動する者の人材育成を目的に市民を対象とした男女共同参画講座を実施します。	生活課
7	市民文化大学	市民の生活をより良くするため、人権講座やコミュニケーションスキルなどの生涯学習講座を実施します。	社会教育課
8	家庭教育カウンセリング初級講座	家庭教育についての理解を深めるとともに、家庭教育に関する悩みや課題を解決する力を身につけるため、市民を対象に家庭教育やカウンセリング等に関する研修を行います。	社会教育課
9	沼田市小中学校PTA連合会	児童生徒の幸福な成長のため、PTAに対し男女共同参画を推進し、健全なPTAの発展を促進します。	社会教育課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- 公民館等で開催される催しに積極的に参加しましょう。
- PTA、保護者会などで男女共同参画に関する勉強会などを開催してみませんか？
- 「～の代表」というと遠慮しがちですが、勇気を持って「私、やります！」と言って積極的にリーダーになってみませんか？

② 学校教育などにおける男女平等教育の推進

一人ひとりの個性や能力を伸ばし、可能性を広げるための教育、及び男女共同参画や人権尊重の理念を身につけ、行動できるようにするための人権教育を推進し、社会的性別を生み出さないようにする学習環境を整備します。

学校教育の現場においては、男女の地位が最も公平であるとの市民意識調査結果が得られましたが、今後も男女平等教育を人権教育の中に位置づけ、児童・生徒が男女共同参画社会の担い手としての能力や資質を身につけることができるように、教育内容をさらに工夫します。

No.	事業名	事業内容	担当課
10	男女平等学習	児童生徒に対し、道徳の授業の中で男女共同参画についての学習を実施します。	学校教育課
11	教職員研修	道徳教育指導者養成研修や人権教育推進協議会、地区別人権教育研究協議会などで男女共同参画教育について検討し、学校現場で活用します。	学校教育課
12	人権教育	「沼田市人権教育推進方針」に基づき、学校教育の場における人権教育を実施します。	学校教育課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- ・年齢、子どもの発達状況に応じて、自分の身のまわりのことは自分でできるよう男女の隔てなく育てましょう。
- ・学校行事やPTA活動等に積極的に参加し、男女平等教育の推進に協力しましょう。

基本目標2

市民が協働し、あらゆる場に参加できるまち

基本目標2 市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち

(1) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

多様な価値観を行政や政策に反映していくため、女性が社会参画をする意義についての啓発を行うとともに、審議会等の政策立案・方針決定の場への女性の登用を促進し、人材の育成や活用を推進します。

市の職員については女性の視点・価値観や新しい発想を行政運営に組み込むため、性別に関わらない適材適所の人事配置や、性の偏りを是正した職域の拡大に引き続き努めていきます。

◆今後の取組◆

① 市の審議会等への女性の参画の推進

市民意識調査では、行政や企業などの方針決定への女性の参画を図るために必要なことは、「女性が各分野で活躍すること」とともに「職場で男女共同参画の取組を進めること」、「男女平等のための法律や制度を普及させること」となっています。

これまで政策立案や方針決定への参画機会が少なかった女性が、社会のあらゆる場に進出するため、女性の参画を妨げる個人の意識や社会の仕組みを少しずつでも変え、能力を十分に発揮できる環境をつくっていくことが必要です。

日常生活に深い関わりを持つ市の施策や方針決定の場において、男女がともに参画することは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。そのため、女性の立場からの意見や価値観が反映されるよう、各種審議会・委員会への女性の参画を積極的に働きかけるとともに、女性自身が意欲と能力を高められるよう、女性のエンパワーメントを促進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
13	審議会等の女性委員の登用の促進	市で設置している審議会等について、役職指定を見直すなど、女性委員の積極的登用について促進します。	生活課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- ・女性も審議会委員の公募などに積極的に応募しましょう。
- ・パブリックコメントなどの制度を活用し市政に参加しましょう。
- ・女性が方針決定過程に参加できる環境づくりをしましょう。

～事業所では～

- ・能力に応じ、積極的に管理職に女性を登用しましょう。
- ・方針決定過程に参加し、責任を担うことのできる女性人材を積極的に育成しましょう。

② 市職員への男女共同参画の推進

男女共同参画を実現するうえで、行政の果たす役割は極めて大きくなっていることから、職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持ち、実践することが必要です。

そこで、より広い視野に基づいた行政運営の推進を図るため、女性職員の管理職への登用に向けた意識啓発を進めるとともに、職域拡大、人材の育成に努めます。

本計画を確実に推進するためには、職員一人ひとりの理解や実践とともに、関係各課との緊密な連携のもと、各施策の適正な推進を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
14	新規採用市職員研修の実施	新規採用市職員について男女共同参画に関する基本的な知識と理解を深めるための研修を行います。	総務課
15	市職員研修の実施	市職員について男女共同参画に関する基本的な知識と理解を深めるための研修を行います	生活課
16	女性管理職登用の推進	市女性職員の人材育成に努め、女性管理職の登用を推進します。	総務課
17	職員に対する育児休業・介護休暇制度の周知	育児休業・介護休暇の取得を推進するため、職員に対して制度を周知します。	総務課

(2) 働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の推進 【女性の活躍推進計画】

ここでは、平成27年に制定した「女性活躍推進法」第6条に基づく市町村推進計画に位置づけます。

性別などにとらわれず一人ひとりが能力を発揮するため、就労条件や就労環境に関する啓発と改善に向けた取組を推進します。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及・啓発のための取組を行います。

さらに、少子高齢化が進む中、就労形態やライフスタイルの多様化に対応した子育て・介護の支援体制の充実を図るとともに、高齢者や障害者の社会参画の機会を拡大することにより、自立し安心して暮らしていくための施策を推進していきます。

◆今後の取組◆

① 働く場における男女共同参画の推進

働く場や雇用における男女平等な機会及び待遇を実質的に確保するため、引き続き「男女雇用機会均等法」などの関係法制度の周知や、労働環境・条件に関する情報提供を行います。

また、市民意識調査では、45.8%の人が現実生活の中で「仕事」が優先されていると回答しているのに対し、「仕事」を優先したいと希望している人は3.0%と、現実と希望ではかなりの差があることから、仕事と生活の調和がとれた働き方に見直すなど、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
18	市民及び市内事業所への法制度等の周知及び情報提供等	性別による固定的な就労意識や差別等が起こらないよう、「男女雇用機会均等法」などの制度の周知を図るとともに、労働環境の整備などについての情報提供を行います。	産業振興課
19	ワーク・ライフ・バランスの促進	固定的な役割分担意識を見直し、男女共同参画社会を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの促進に取り組みます。	生活課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- ・市広報紙やホームページを活用し、労働関連法やリーガル・リテラシー*についての理解を深めましょう。
- ・女性が働きやすいように、男性や家族も家事・育児・介護等に積極的に取り組みましょう。

～事業所では～

- ・男性と女性の待遇に違いなどがないか見直しましょう。
- ・ノー残業デーを設けるなど、長時間労働を見直しましょう。
- ・フレックスタイムなど多様な働き方を検討してみませんか。

*リーガル・リテラシー：法識字、法的識字能力。自分にどんな権利があり、その権利を行使するためにどのように手続きすればよいのかを理解する能力。

② 働く場における女性の活躍の推進

女性の労働力率を年齢階級別にみると、結婚や出産、子育て期にあたる30歳代で一度落ち込み、子育てが一段落する40歳代で再び上昇する「M字型曲線」を描いています。

自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分発揮できる社会の実現を図るため、女性の就業支援や就業環境整備を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
20	女性が働きやすい職場環境の推進	家庭生活と両立が可能となる職場環境の推進や、短時間勤務など多様な働き方について普及を図ります。	産業振興課
21	女性のための就業支援と就業情報の提供	家庭の事由により退職した女性の再就職などを支援するとともに、就業情報の提供を行います。	産業振興課
22	起業に対する支援	起業を目指す人に対し、ノウハウの取得や資金調達の情報提供などの支援を行います。	産業振興課
23	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の周知・促進	雇用する労働者が300人以下の事業主に対し、「女性活躍推進法」の周知を行い、事業主行動計画の策定を促進します。	生活課 産業振興課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民では～

- ・女性自ら就業関係のセミナーや学習会などに参加し、能力開発に取り組みましょう。

～事業所では～

- ・女性の職域拡大や管理職への登用など、女性の力を経営に取り入れてみませんか？
- ・結婚・出産などで退職する慣行などがある場合は、見直しましょう。
- ・事業主行動計画の策定に取り組みましょう。

※労働者が301人以上の民間事業主については事業主行動計画の策定は必須となります。

③ 仕事と家事・育児・介護等の両立支援の充実

市民意識調査では、家事・育児・介護等については、依然として「妻」が担当していると回答している割合が高いのが現状です。

子育て支援、高齢者及び障害者の介護支援など個別計画を定め、仕事と家事・育児・介護等の両立を図り、安心して生活することができるよう、保育・介護サービスの充実に努めます。

また、男性が家事・育児・介護等に積極的に参画できるよう、家庭での固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、男性の主体的な参画を重視した学習機会や啓発を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
24	ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての援助を必要とする人」と「子育ての援助ができる人」を会員とするファミリー・サポート・センターを設置し、会員間の相互援助活動により地域の子育て支援を進めます。	子ども課
25	保育サービスの充実	多様な保育ニーズに応えるため、延長保育、一時預かり保育、障害児保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実を図るとともに、保護者の所得に応じた保育料を設定し、負担の軽減に努めます。	子ども課
26	放課後児童健全育成事業	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生が放課後や週末等に安心して生活できる居場所として学童クラブを設置し、児童の健全な育成支援を図ります。	子ども課
27	母子家庭等福祉推進事業	母子家庭及び父子家庭等の福祉の充実を目的として支援事業を行います。	子ども課
28	子育て支援の情報提供	子育て中の父母等を対象に、広報、子育てガイドブックなどを配布するとともに、子育てコンシェルジュによる情報提供の充実に努めます。	子ども課
29	男性の育児参加の促進	マタニティセミナーへの両親参加、父子手帳の活用、啓発パンフレットの配布、子育てイベントでの啓発などにより、男性の育児参加について啓発を行います。	子ども課 健康課
30	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	学校教育課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- 仕事をする意欲ややりがいを持ちつつ、家庭生活やリフレッシュ等の時間を確保できるライフスタイルを考えてみましょう。
- 妻は「仕事・家事・子育て」、夫は「仕事」という家庭のみなさん、お互い負担がかかりすぎないように話し合ってみませんか？
- お母さん、お父さん、仕事は確かに大切ですが、家庭も仕事と同じく大切です。たまには早めに帰ってみませんか？

～事業所では～

- 男女がともに安心して育児・介護休業制度や労働時間の短縮勤務を利用でき、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を作りましょう。
- ワーク・ライフ・バランスは経営戦略の重要な柱、働き方の見直しが生産性の向上や競争力の強化につながる「明日への投資」となります。一度、考えてみませんか？

(3) 地域における男女共同参画の推進

男女がともに地域とのつながりの中で個々の才能を十分発揮できるより良い地域社会の形成を図るため、女性が社会参画をする意義の啓発を行います。

また、地域・社会活動への参画に向けた人材の育成・発掘・活用の支援を推進します。

さらに、家族経営協定の締結促進や女性農業委員などの農村女性リーダーへの活躍支援、女性起業の育成支援を行うことで農業分野における男女共同参画の推進を図る必要があります。

◆今後の取組◆

① 地域活動における男女共同参画の推進

市民一人ひとりが、個性と能力を発揮し、生きがいを感じながらさまざまな地域・社会活動に参画するためには、地域に残っている固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・慣行を見直すことも必要です。

また、本市の自治会長（区長）の女性比率をみると、平成27年4月現在0%となっており、女性自治会長（区長）の参画が課題となっています。

市では、市民に対し、地域活動やボランティア活動の情報提供を行うほか、方針決定の場へ女性の参画を促進するために、活動団体を支援し連携を深め、誰もが個性と能力を発揮できる環境づくりを進めるとともに、自治会などに対し男女がともに主体的に参画できるよう、啓発を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
31	ボランティアの育成と活動支援	市民と行政が、互いの特性や能力を活かしながら目的を共有し、地域課題などの解決に向け、男女が連携、協力して取組を進めます。	生活課
32	放課後子ども教室推進事業	地域・家庭・学校が連携し、すべての子どもが放課後や週末等を安心して過ごすため、地域の方々の協力を得ながら、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を行います。	社会教育課
33	中学生ボランティアリーダー養成講座	中学生の積極的な社会参加活動の推進を図るため、市内中学生から参加者を募集し、各種ボランティア活動プログラムを実施します。	社会教育課

No.	事業名	事業内容	担当課
34	初級指導者養成講座	市内の子ども会指導者等を対象に、青少年地域指導者の資質向上を図ることを目的として、性別にかかわらず、各種講座・実技研修等のプログラムを実施します。	社会教育課
35	沼田市青少年育成相談センター補導員会	補導員としての任務遂行に万全を期し、青少年の健全育成に資するため、補導員相互の連絡協調と研修を実施します。	社会教育課
36	学校支援地域本部事業	地域の大人や教員と子どもが向き合う時間の増加や、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図ることを目的に、地域・家庭・学校が連携し学校教育を支援する体制づくりを推進します。	社会教育課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- ・地域活動において、男女不平等な慣習・慣行に気づいた時は、地域の中で協力して改善していきましょう。
- ・自治会等の地域活動に男女の意見をバランスよく反映させるとともに、役員へ女性の参画を進めましょう。
- ・近所の子どもを見守る意識を持ってみませんか？まずは「こんにちは！」とあいさつ運動をはじめてみましょう。
- ・あなたの「気づき」や「困った」を、仲間とともに解決に向けて取り組んでみませんか？

～事業所では～

- ・女性も男性も仕事と地域活動を両立しやすいように職場環境を整備しましょう。
- ・地域活動やボランティア活動を理解し、支援しましょう。

② 農業・商工自営業等の男女共同参画の推進

農業や商工自営業等の担い手の男女が、ともにその持てる力を十分に発揮できるように、固定的な性別役割分担意識や、それに基づく慣習等にとらわれないよう、各種冊子の配布、組織・団体等との連携による女性の社会参画を推進します。

また、農業委員の女性委員登用などを通じて、方針決定の場への女性の参画を拡大することや、女性起業ネットワークの構築などにより、女性が活動しやすい環境づくりを促進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
37	家族経営協定の推進	家族が、相互に責任のある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、それぞれの立場を尊重しあい、健康で民主的な明るい家庭を建設するために、雇用時間や休日・報酬の取り決めなど、経営方針を協議しながら決めることができる「家族経営協定」の締結を推進します。	農業委員会事務局
38	生活研究グループなどの活動支援	女性が活動しやすい環境づくりのため、生活研究グループなどの活動支援を行います。	農林課

みなさんもはじめてみませんか？

～自営業者では～

- ・ 家族みんなで農業経営や生活について話し合い、現状を確認しましょう。
- ・ 経営課題の解決方法や、経営方針や生活目標を実現するための具体的対策について、どのような取組（協定）が必要か話し合いましょう。

③ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

また、防災対策は、行政の取組だけではなく自主防災組織や消防団、ボランティア組織など地域のさまざまな団体と協働で取り組みます。

さらに、被災時の避難所における男女のニーズの違いに対応するため、男女共同参画の視点に立った防災対策と災害時支援を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
39	男女が参画する防災対策の推進	防災会議において女性委員を委嘱し、女性の意見が反映されるよう、防災対策の向上に努めます。	防災対策課

みなさんをはじめませんか？

～市民・地域では～

- ・ 女性も避難所のスタッフとして参加・参画してみましょう。
- ・ 女性の視点で防災や災害時の対応を考えてみましょう。

基本目標 3

互いに認め合い、安心して暮らせるまち

基本目標3 互いに認め合い、安心して暮らせるまち

(1) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

男女が生涯にわたり健康で自立した生活をするための健康に関する学習機会や情報を提供するとともに、健康増進のための事業を実施し、市民の健康づくりを促進します。

◆今後の取組◆

① 男女の健康支援の充実

本市では、平成27年3月に沼田市健康増進計画「健康ぬまた21」を見直し、市民が健康な生活を楽しみ、心身ともに豊かな社会生活を送ることができるよう、健康づくりを推進しています。

本市が平成21年度に実施した「健康意識調査」では、20～30歳代の若い年代と男性の健康意識が低くなっています。

死因の第1位は、悪性新生物（がん）であり、全死因の約4分の1を占めています。悪性新生物（がん）の早期発見・早期治療の為には、定期的ながん検診受診が重要なため、受診率が向上するよう勧奨に努めています。また、生活習慣病は死因の上位を占める心疾患や脳血管疾患の要因となっており、リスクの高まる年代を対象とした特定健診や特定保健指導の実施率向上が必要です。

さらに、女性は年代による身体的変化が大きいことから、女性特有の疾病や更年期障害などに伴う不安や悩みが現れ易いですが、更年期障害は男性にも起こることが分かっています。

男女共同参画社会の実現には、男女がお互いの身体的特徴を理解しあい、相手を尊重することが大切です。

市民一人ひとりが若い年代から健康に関心をもち、ライフステージに応じた健康診査やがん検診を受け、心身の健康を保持・増進し生き生きと暮らしていけるよう、地域ぐるみで健康づくりに取り組む必要があります。そのために、健康に関する学習機会や情報提供に努めるとともに、市民が利用しやすい健康増進事業を実施し、健康づくりを推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
40	国民健康保険（特定健康診査事業、特定保健指導事業、人間ドック検診助成事業等）	内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査により、生活習慣の改善が必要な人に特定保健指導を実施します。 人間ドック検診助成により、疾病予防と健康管理意識の高揚を図ります。	市民課 健康課
41	がん検診事業（子宮頸がん、乳がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん）	死亡率の上位を占めるがんに対し、がん検診を実施することにより早期発見、早期治療に努め、市民の健康保持、健康増進に努めます。	健康課
42	健康教育事業 健康相談事業	健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行い、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進を図ります。	健康課
43	地域保健活動事業（保健推進員、食生活改善推進員等の活動）	地域住民に密着した総合的な健康づくり活動を推進します。	健康課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- ・個人の特性にあった健康維持・増進に関心を持ちましょう。
- ・健康管理に心がけ、健康や生活習慣改善に関する講演会・講習会に参加しましょう。
- ・女性と男性がともに性と生殖に関する健康と権利について正しく理解し、生涯を通じた心とからだの健康づくりを進めましょう。
- ・健康診断やがん検診等は、自分の身体をチェックするよい機会です。年に一度は、自分のため、家族のために健康診断を受けましょう

～事業所では～

- ・職場のメンタルヘルスなど、心身の健康づくり支援に取り組みましょう。

② 親子の健康づくり

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。

親子を取り巻く環境が複雑化・多様化する状況において、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊産婦やその家族の健康保持のための健康教育、相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じ個々の健康状態に合わせた支援体制の整備を図ります。

また、妊娠、産後、育児中に不安をもつ女性も増えているため、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

No.	事業名	事業内容	担当課
44	母子保健相談指導事業（妊婦健康診査、マタニティセミナー、母子訪問、育児相談等）	母性、乳幼児の健康の保持増進のため、妊娠、出産及び育児に関し、個別的・集団的に必要な指導、助言を行い、育児不安を解消し、安心して健やかな子どもを産み育てることが出来るよう支援します。	健康課
45	乳幼児健康診査	発達の節目を捉えて健康診査を実施し、成長・発達を確認し心身の異常の早期発見、育児、生活指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。	健康課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- ・「妊娠」、「出産」に伴う女性特有の身体の変化や心の変調を、本人も周りも正しく理解し、サポートしましょう。
- ・妊娠・出産・育児の不安や悩みについて気軽に相談しましょう。
- ・乳幼児健康診査を受けましょう。

(2) あらゆる暴力の根絶 【DV対策基本計画】

ここでは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画（DV対策基本計画）として、本計画と一体的に位置づけます。

すべての人があらゆる人権侵害や暴力から解放され、人間として生まれながらに持っている権利を守っていけるように、人権侵害や暴力の発生を防ぐための啓発活動を推進します。同時に、被害者が自信と尊厳を取り戻せるように、被害者への救済や自立に向けた支援を強化します。

◆今後の取組◆

① 暴力などの発生を防ぐ環境の整備

配偶者等からの暴力（DV）の被害者は多くが女性であり、固定的な性別役割分担意識や女性の経済的自立の困難さ等から女性が軽視され、家庭内の暴力を容認しがちな社会風潮がその背景にあります。

また、子どもや高齢者、障害者等に対する暴力や虐待についても重大な人権侵害となります。

「DV防止法」の周知を図り、暴力を許さないという社会的認識の醸成や、被害者への理解を深めるための意識啓発を推進します。

No.	事業名	事業内容	担当課
46	DVに関する意識啓発	女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けて、県・国・国際的な法律、施策等の情報を収集し、パンフレットやHPを活用し市民に提供します。	生活課
47	民生児童委員による地域の見守り	民生児童委員と警察署や民間事業者等が協力して、地域における見守り活動に取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らす事ができる地域づくりを推進します（群馬県地域見守り支援事業）。	社会福祉課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- DVの理解を深めるため、DV防止啓発講座に参加してみませんか？
- あなたの言動や行動が、相手を傷つけていないか考えてみましょう。
- イライラしたときは、まず深呼吸をしてみませんか？

② 被害者に対する支援体制の充実

市民意識調査では、これまでに配偶者や恋人から何かしら暴力を受けたと答えた人の中で、誰かに相談したか尋ねたところ約3割の人は「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、被害が潜在化している状況が浮かびあがっています。

被害者が被害を訴える場を拡充し、問題の解決に向けた的確な対応を取れるよう相談体制の充実を図ります。特にDVについては、男性より女性が被害者となることが多いことから、被害者が生活を再建していくための支援体制を整備するため、庁内の関係部署や県などとの連携を強化するとともに、研修会などへの参加をとおして、担当職員の資質の向上を図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課
48	相談窓口の充実及び支援体制の整備	相談を受ける職員の資質向上を図るとともに、支援体制の整備を行います。	生活課
49	家庭児童相談員による相談の実施	DV被害者と子どもの安全確保に向けて専門的な相談を行います。	子ども課
50	要保護児童対策地域協議会による連携	子どもの虐待防止だけでなく、支援を要するすべての子どもについて、情報交換や必要な支援等について協議を行います。	子ども課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- DVの相談を受けたときはまず相談窓口を紹介しましょう。
- あなたの周りでDVが疑われることがあった場合は、迷わず警察、市役所等へ連絡してください。連絡者の匿名性は守られます。
- DVは被害者が悪いから暴力を振るわれるのではありません。相談員は被害者を責めることはありませんので、安心して相談に来てみませんか？

(3) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

急速な高齢化の進行により、介護を必要とする高齢者が増加するとともに、介護が長期化・重度化する傾向にあり、介護する家族の負担は大きいものとなっています。

今後も、介護が必要な高齢者の数は増加することが予測されており、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、介護サービスを利用した社会全体で支えていく仕組みが必要となります。

また、高齢者や障害者が、その意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、社会を支える重要な一員として充実した生活を送れる社会が求められています。

さらに、国際化については、外国人との交流を進め、相互理解を図るとともに、外国人が地域社会から孤立せず、共に安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、国際的視野に立った男女共同参画を推進します。

◆今後の取組◆

① 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

本市では、「沼田市高齢者保健福祉計画・第6期沼田市介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」に基づき、さまざまなサービスの充実を図っています。

男女がともに家庭生活と社会のさまざまな分野における活動に参画するために、高齢者及び障害者への支援や、男女共同参画の視点から介護をする側への支援を充実します。

また、高齢者、障害者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、生活環境の向上や自立支援に取り組めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
51	高齢者の生きがいづくり	高齢者の社会参加や福祉の向上を図り、充実した生活を送れるよう、敬老会や市民敬老号の実施、温泉施設利用の助成等を行います。	高齢福祉課
52	ひとり暮らし高齢者交流事業	市内のひとり暮らし高齢者の孤独感の緩和、高齢者相互の交流を図るため、交流会や保養事業、一声かけ訪問を実施します。	高齢福祉課

No.	事業名	事業内容	担当課
53	認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、警察、在宅介護支援センターや多彩な協力団体が参画し、地域において認知症に対する正しい知識・理解を深め、見守りや支援の体制を作ります。	高齢福祉課
54	総合相談支援事業	住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつながるためのランチ（窓口）として、5ヶ所の在宅介護支援センターに委託をすることにより、サービスに関する情報提供等の初期相談対応を円滑に行います。	高齢福祉課
55	包括的・継続的マネジメント支援事業	高齢者に対し包括的かつ継続的にサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援します。	高齢福祉課
56	高齢者筋力向上トレーニング事業	高齢者が生きがいを持ち安心して自立した生活ができる地域づくりの実現を図ることを目的とした事業で、老人クラブなど地域組織と連携し、公民館など近隣施設で実施することにより、高齢者の体力増進と地域内のコミュニティの推進を図ります。	高齢福祉課
57	介護予防普及啓発事業	地域の高齢者が自発的に活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指して、健康教育、健康相談などの介護予防に関する活動の普及・啓発や自発的な介護予防活動の育成・支援を行います。	高齢福祉課
58	障害者等社会の参加促進	障害のある人の社会参加の促進と障害のある人に対する理解を深めるための研修を実施します。また、各種スポーツ事業等を実施します。	社会福祉課
59	障害者の生活支援	在宅の障害者等のタクシー運賃の一部を援助する等、障害者等の生活を支援します。	社会福祉課
60	介護者の負担軽減	心身障害のある人の介護をしている保護者が、一時的に介護をすることができない場合に、あらかじめ市に登録されている介護者や、24時間対応型サービスステーションで心身障害のある人の介護を実施することにより、福祉の増進及び保護者の負担軽減を図るとともに、より豊かな生活の実現を支援します。	社会福祉課

② 国際交流と国際理解の推進

本市では、中学生の国際交流事業の一環としてスタディツアーなどを実施したり、沼田市国際交流協会と協力して異文化交流事業を実施するなど、国際理解を進めています。

今後も国際交流活動の促進により、国際理解を深めるとともに、国際的視野に立った男女共同参画の意識啓発を進めます。

また、情報提供などによる在住外国人（平成27年4月1日現在の外国人登録数499人）への支援に努めるとともに、国際交流活動を行う団体を支援します。

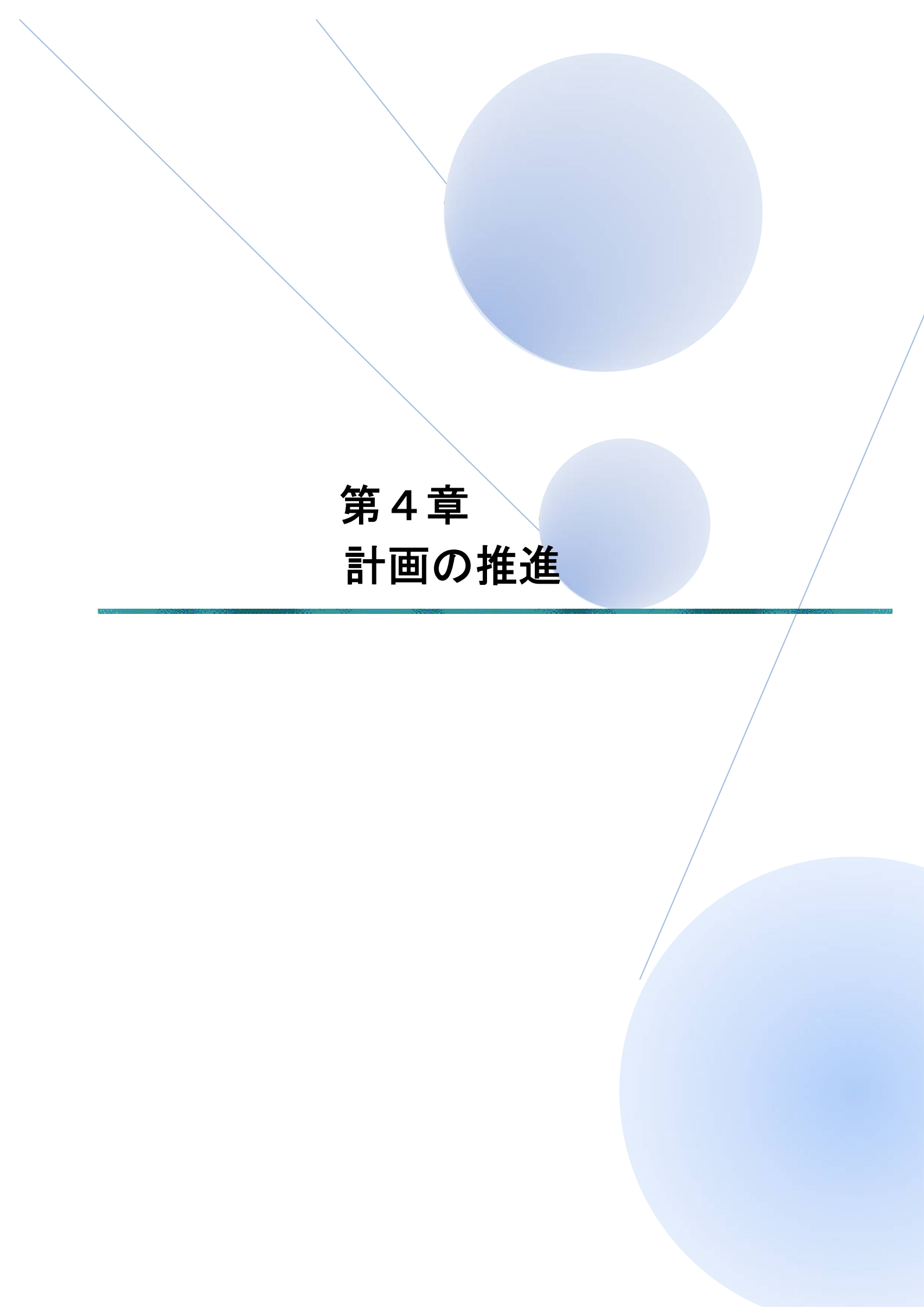
さらに、地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人もコミュニティの一員として積極的にまちづくりに参画できるよう努めます。

No.	事業名	事業内容	担当課
61	沼田市中学校国際交流事業	国際交流の振興を図るため、中学生を対象とした海外への派遣事業を実施し、他国の文化体験を通して国際感覚を身につけ、国際性豊かな人間の育成と友好親善に努めます。	学校教育課
62	各種国際交流イベント・講演会等の実施	国際理解の促進と国際交流の推進を図るため、市民・民間団体・法人及び行政が互いに協力し、国際交流イベントや講演会などを開催します。	企画課
63	日本語教室開催事業	外国人を対象に、沼田市国際交流協会に委託して、日本語による少人数の対話形式での日本語教室を開催します。	企画課

みなさんもはじめてみませんか？

～市民・地域では～

- ・ お互いの文化や習慣の違いを理解しましょう。
- ・ 国際交流の行事やイベントに積極的に参加しましょう。

The background features a white page with several light blue circles of varying sizes and thin blue lines. One large circle is in the top right, a smaller one is in the middle right, and another large one is in the bottom right. Lines connect the top-left and top-right circles to the middle-right circle, and a line connects the top-left circle to the middle-right circle. A thick horizontal line is positioned below the text.

第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

1

計画の推進体制

本計画は、家庭や地域、職場など広範多岐にわたるものであり、今まで以上に市民や事業所、各種団体等の理解と協力が必要となります。そのため、市民と事業所、行政が一体となって共同で施策や事業の推進に取り組んでいきます。

また、計画の進捗状況を把握するための進行管理を行い、今後の社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

(1) 市の役割

市は、男女共同参画を推進するため、総合的な施策の着実な実施に努めることをその責務とします。そのため、すべての市民や事業所及び職員に基本的理念を浸透させ、施策の実施にあたっては、市民、事業所等と相互に連携協力し、基本理念に掲げる社会の実現を図ります。

また、本計画の推進及び本市における男女共同参画社会の形成を促進するため、庁内組織の充実及び推進体制の整備に努めます。さらに、有識者や市民代表で構成される市民組織を設置し、意見等を反映しながら計画を推進します。

(2) 市民の役割

市民は、男女共同参画についての理解を深め、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。そのため、市民は、市が行う男女共同参画推進の施策に積極的に関わり、「男女共同参画社会づくり」を目指しましょう。

(3) 地域団体・事業所等の役割

地域団体・事業所は、その事業活動に関し、法律の精神に則り、積極的な男女共同参画推進に努めることをその役割とします。そのため、地域団体・事業所は、市が行う男女共同参画推進の施策に協力し「男女共同参画社会づくり」を推進しましょう。

2

数値目標の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、主な施策に数値目標を設定します。

①本市の特性を勘案し、平成32年度までに達成すべき目標値を設定します。

目標の指標には「市民意識調査からの目標指標」と「行政の目標指標」の2種類を設けます。

それぞれの指標について、現状値及び平成32年度までに達成すべき目標値を記載し、現状値の基準は、以下のとおりとします。

＜現状値の基準＞

市民意識調査からの目標指標・・・平成26年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果の数値

行政の目標指標・・・・・・・・平成26年の数値

②国や県において同様の目標値が設定されている場合には、それに準じて設定します。

③本市の総合計画・関連する個別計画・行政改革等で設定している目標値については、その目標値に準じて設定します。

④目標値は、市民、地域、事業所、市の連携・協力により達成するものです。

目標指標

基本目標	項目		現状値 (平成26年)	目標値 (平成32年)	出典・ 担当課	
1 され、一人ひとりが尊重 支え合ひあひまわ	家庭生活において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		43.4%	50.0%	意識調査	
	社会通念・習慣・しきたりにおいて男女が「平等になっている」と回答した人の割合		24.8%	30.0%	意識調査	
	男女共同参画に関する講演会の参加者数		81人	150人	生活課	
2 市民が協働し、あらゆる場へ参画できるまち	地域社会において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		39.1%	45.0%	意識調査	
	現在の家庭内の役割の中で育児を「夫婦」で分担している人の割合		20.2%	30.0%	意識調査	
	市の審議会等における女性委員の割合	※1	20.4%	30.0%	生活課	
		※2	13.1%	20.0%		
	女性活躍推進法関係	職場において男女が「平等になっている」と回答した人の割合		36.2%	45.0%	意識調査
		市職員が育児休業制度取得した割合	男性	0%	10.0%	総務課 生活課
			女性	100.0%	100.0%	
	市職員の管理職のうち女性の割合		4.9%	20.0%	総務課 生活課	
女性の区長・副区長の人数		0人	1人	総務課 生活課		
家族経営協定の締結数		49組	60組	農業委員会 事務局		
3 安心して暮らせるまち、互いに認め合い、	DVを経験した（「受けたことがある」、「したことがある」と回答した人の割合	身体	7.7%	0%を目指す	意識調査	
		精神	10.6%			
		性的	3.3%			
		経済的	3.9%			
		社会的	5.4%			
	国民健康保険特定健康診査の受診率	男性	43.3%	60.0%	市民課 健康課	
		女性	54.4%	60.0%		
乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検診の受診率	乳がん	22.9%	50.0%	健康課		
	子宮頸がん	24.4%	50.0%			
	前立腺がん	25.0%	50.0%			

※1 女性委員比率の目標の審議会等 ※2の地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び要綱や規則により設置された審議会等（平成24年4月1日から調査開始）

※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

The image features a minimalist abstract design. It includes three semi-transparent blue circles of varying sizes: a large one at the top, a medium one in the center, and a large one at the bottom right. Thin blue lines connect the top-left corners of the top and middle circles to the left side of the page. A thick, solid blue horizontal line spans across the middle of the page, positioned below the text. The text '資料編' is centered horizontally and placed between the middle and bottom circles.

資料編

資料編

(1) 關係法令

(2) 策定經過

(3) 委員名簿